平成27年度（平成26年度分）
東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成27年8月

東久留米市教育委員会

目　　次

ページ

1　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について　1

2　東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針　1

（１）点検及び評価の目的及び対象
（２）点検及び評価の実施方法
（３）点検及び評価の記述

3　平成２６年度事業計画と教育振興基本計画の位置付け　2

4　平成２６年度評価対象事業の点検評価表　9

5　平成２６年度事業計画の点検及び評価に関する説明会の開催及び有識者からの意見　67

（資　料）

○東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施要綱　72

○平成２６年度教育委員会の構成　73

○平成２６年度教育委員会における審議内容一覧　74

○平成２６年度教育委員会委員の活動概要一覧　77

※原則、本文中の表記は「用事用語ブック第５版」（時事通信社）によっています（同じページに算用数字と漢数字が使われている場合があります。例：３人、三日間、一人ひとりなど）。

１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正（平成１８年）を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため、平成１９年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成２０年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

２　東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

（１）点検及び評価の目的及び対象

東久留米市教育委員会は、平成２６年８月に、東久留米市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成２６年度から平成３０年度までを計画期間とする「東久留米市教育振興基本計画」を策定した。同年１０月には、この基本計画に基づく平成２６年度単年度の事業計画を策定した。「平成２７年度（平成２６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、この平成２６年度事業計画を対象として行うものであり、教育行政の一層の推進を図ることを目的としている。

（２）点検及び評価の実施方法

◎点検及び評価は、前年度の事業計画の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年１回実施する。

◎事業計画の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

◎学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

ア　「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

イ　「点検・評価に関する有識者」の任期は１年とする。

◎点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

（３）点検及び評価の記述

「評価」に当たっては所管課が判断した結果について、教育委員会が最終判断を行う。「評価」は「取組状況」に対してどの程度目標に達したかを図るものとし、３段階評価「前進、進行中、停滞」とする。「今後の方向」については記述及び４段階の方向性「拡充、継続、改善、縮小」を示す。なお、本来、今後の方向を示すには予算の裏付けが必要であるが、評価の時点では教育委員会としての意向を示すものとする。

《取組状況の評価》

前　進	取り組みが目標どおり前進し、これまでの水準を超える大きな成果が見られた
進行中	これまでの水準を維持して取り組みが順調に進んでおり、一部成果も見られた
停　滞	課題遂行の困難性が増し（大きな課題が発生し）、取り組みが停滞している

《今後の方向》

拡　　充	さらに事務事業を充実し、拡充する
継　　続	現在の成果を維持する
改　　善	施策（事務事業）を見直す必要がある
縮　　小	施策目標の修正または施策内容（事務事業）を縮小すべきである

３　平成２６年度事業計画と教育振興基本計画の位置付け

（注意）平成27年4月1日付組織改正により、総務課の課名が教育総務課に変更になり、26年度まで学務課学事係で行っていた特別支援教育については、指導室に新たに特別支援教育係を設けた（カッコ内は27年度現在の名称または所管）。

教育振興基本計画施策体系図			平成26年度事業計画（点検・評価の対象事業）	所管課
四つの柱	基本施策	具体的施策		
1 人権尊重と健やかな心と体の育成	(1)人権教育と心の教育の充実	a）人権教育・道徳教育の推進	①人権教育推進委員会を8回開催し、各学校の人権教育の指導計画の見直しを図るとともに、市独自の人権教育指導資料『今考える　人権のこと』を活用した公開授業・研究協議を40人以上の参加により実施し、人権教育の一層の理解・啓発を図ります。	指導室
			②児童・生徒が人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を全小・中学校で取り組ませ、優秀作品を顕彰します。	
		b）豊かな人間性の育成、心の教育の推進	③児童・生徒が人間性豊かに健やかに成長できるよう、各学期1日以上の授業公開、年数回の学校行事の公開及び11月第1週土曜日の学校一斉公開日において、各学校が特色ある取り組みを実施するとともに、小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭において「東京都道徳教育教材集」の活用を図るなど、家庭、地域との連携を図った教育活動を推進します。	
		c）社会性の育成によるいじめと不登校への対応	④いじめ防止対策推進条例を年内に策定し、いじめ対策推進基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会及市教育委員会、いじめ問題対策委員会の規則を26年度中に策定し、いじめ防止対策を総合的に推進し、児童・生徒の健全な心身の成長及び人格の形成に努めます。	
			⑤スクールカウンセラーによる、小学校第5学年及び中学校第1学年全員を対象とした個別面接を、今年度から全小・中学校において実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。	
			⑥スクールソーシャルワーカーによる全小・中学校への巡回、各学校の校内委員会の参加や、年2回の連絡協議会における協議を通して、支援が必要な児童・生徒やその保護者に対して福祉や医療分野からの支援につなげていくとともに、教育相談室及び学習適応教室等の関係機関と協力して、不登校を減少させるなどの課題解決を図ります。	
	(2)社会貢献の精神の育成	a）社会の一員としての豊かな心の育成	⑦児童・生徒に地域貢献の意識の定着を図るため、市内全小・中学校において年1回以上、地域清掃活動・美化活動、防災活動等を通して、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動を実施します。	

（1 人権尊重と健やかな心と体の育成）	(3)体育・健康教育の推進	a）子どもたちの体育・健康教育の充実	⑧体力・運動能力等調査の結果など子どもの体力等にかかわる実態に基づき、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを10月までに立てるとともに、夏季特別研修会、小学校における巡回実技研修会を13回実施し、小学校「体育」及び中学校「保健体育」における、指導方法の一層の工夫・改善を推進します。	指導室
			⑨中学生「東京駅伝」大会に向けて、全中学校から70人以上の選手の推薦、記録会への参加及び試走会等を実施することにより、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上の推進を図ります。	
		b）オリンピック教育の推進	⑩オリンピック教育推進校3校において、運動・スポーツへの興味・関心を高める取り組みや東京都教育委員会主催の「オリンピアン・パラリンピアンの学校への派遣事業」等を実施するとともに、全小・中学校において、東京都教育委員会発行の補助教材等を活用し、オリンピック・パラリンピックに関する学習を実施します。	
	（4）食育に関する指導の充実	a）食育の推進	⑪「食に関する指導の全体計画」と「食育年間指導計画」を全校で作成することを徹底し、各教科の授業の中で計画に基づいた食育指導を行っていきます。全校で郷土食に親しむ日を実施します。	学務課
2 確かな学力の育成	(1)個性と創造力を伸ばす教育の充実	a)学力向上を図るための取り組みの推進	⑫「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査の結果について、基礎的な学力の定着状況と学力の伸びに着目し、市全体及び学校ごとにまとめ、9月までに公表します。また、この調査結果を、今後の教育活動の一層の改善・充実を図っていくための基礎資料とします。	指導室
			⑬学力調査の結果分析等により、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを10月までに立て、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、授業改善を推進します。	
			⑭学力向上教育推進モデル校2校において、小学校1～4年生を対象に、外部人材を活用した算数の補習教室「子供土曜塾」をそれぞれ年10回実施し、「やればできる」という自信をもたせ、学習意欲の向上を図ります。	
		b)キャリア教育の充実	⑮全小学校において、5月及び12月に小学校算数の診断シートによる実態把握及び効果検証を行うなど「東京ベーシック・ドリル」を活用し、分からない個所に立ち戻り、繰り返して行う学習を推進し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。	
			⑯地域・関係機関等の連携・協力を深め、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、全中学校第2学年において、3日間の職場体験を実施します。	
	(2)教育内容の改善	a)伝統と文化の理解及び国際理解教育の推進	⑰小・中ALT活用推進資料作成委員会を年4回開催し、小・中学校が連携してALTの活用方法について研究するとともに、小学校全教員及び全中学校に、指導事例を数多く掲載したALT活用推進資料を3月に作成・配布し、ALTの活用の推進を図ります。	

（2 確かな学力の育成）	（2教育内容の改善）	b）言語活動の充実、読書活動の推進	⑱「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書の配置を小学校8校に拡充するとともに、学校図書館運営連絡協議会を年3回、学校図書館担当者対象の研修会を年2回実施するなど、学校図書館整備計画を推進します。	指導室
	（3）学習指導の工夫・改善の推進	a）小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進	⑲「小・中連携の日」を年3回実施し、小・中学校の教員が相互に学習指導及び生活指導における情報を共有するとともに、児童・生徒が直接交流を行うなど、体験を共有する機会を通して、児童・生徒の豊かな人間関係の育成を図ります。	
		b）個に応じた多様な指導形態による教育の推進	⑳小学校算数及び中学校数学において習熟度別指導を実施し、理解や習熟の程度に応じた学習集団の編成、学習集団の特性に応じた教材・教具、指導方法等の工夫により、個に応じた指導の充実を図ります。	
	（4）家庭との連携による学習習慣の確立	a）家庭学習の積極的に展開	㉑全小・中学校において、学力調査の結果から学力の定着状況や伸び、課題について、10月までに学校だよりや保護者会等により保護者に説明し、家庭での生活習慣や学習習慣の重要性等について、理解・啓発を図ります。	
		b）情報モラル教育の推進	㉒学校支援室や警察、関係団体等と連携し、全小・中学校の情報モラルセキュリティ担当者、生活指導主任及び若手教員等を対象にした教員研修会を実施するとともに、全小・中学校におけるセーフティ教室、保護者や地域への啓発活動を実施します。	
3 信頼される教育の確立	（1）校長のリーダーシップの確立	a）校長の経営方針に基づく学校経営の具体化	㉓教育委員会委員と小・中学校長との意見交換会を年数回開催し、学力向上や健全育成等の課題にかかわる協議を通して、教育目標の実現に向けた学校経営の推進を図ります。	
		b）組織体として機能する学校づくりの推進	㉔主任教諭を対象とした悉皆の学校マネジメント講座等の教員研修を8月までに実施し、学校運営のミドルリーダーの育成及び効果的活用を推進します。	
	（2）教員の資質と指導力の向上	a）教員の授業改善、指導力の向上の推進	㉕全小・中学校への指導室訪問、若手育成研修及び10年経験研修における対象教員全員による研究授業、年7回の授業改善研究会における実践研究等において、指導室が直接指導することにより、教員の資質能力の向上を推進します。	
		b）教育センター事業の充実	㉖学校支援室を中心に「夏季特別研修」等の授業力向上に向けた研修をはじめ、「人権教育推進委員会」等各種委員会の支援を行うとともに、教育相談室と学習適応教室において、いじめや不登校問題等の相談体制の整備・充実を図り、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒個々のケースに応じた相談を組織的に実施します。	
	（3）特別支援教育の充実	a）特別支援教育の推進	㉗障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた教育が受けられるよう、教育相談室や特別支援学校と連携していきます。巡回指導は従来各校から特別支援学校に個々に依頼調整をしていましたが、今後の改善課題を抽出するため、教育委員会でその総量を把握し、各校の実態を調査します。	学務課（指導室）

（3 信頼される教育の確立）	（3特別支援教育の充実）	b）特別支援学級の充実	㉘小学校、中学校に在籍する配慮が必要な子どもの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。また、新しい制度である特別支援教室の開設に向け、東京都やモデル事業を実施している市などからの情報収集に努めます。	学務課 （指導室）
			㉙中学校における特別支援学級をさらに充実するため、中学校2校で支援学級を新設します。	
	（4）安全で安心して学べる教育環境の整備・充実	a）教育条件の整備	㉚小学校から中学校への円滑な接続に向けて、小・中学校の教員が学習指導及び生活指導における情報を相互に共有するため、「小・中連携の日」を年3回実施します。〔再掲〕	指導室 学務課
			㉛幼稚園、保育園等の就学前機関と保護者が作成した「就学支援シート」を活用し、幼児期から学齢期までのスムースな支援の引き継ぎを行います。さらに、本年度は乳幼児健診などの市が持つ情報と効果的な連携が図れないか健康課とともに研究します。	
		b）教育環境の充実	㉜小学校では3校の芝生化を実施してきましたが、平成26年度は中学校では初めて西中学校において校庭の芝生化工事を実施するとともに、整備済みの第六小学校・小山小学校・第十小学校については、適切な維持管理に努めます。	総務課 （教育総務課）
			㉝平成24年度まで校舎の耐震化を優先してきましたが、平成25年度から大規模改修を復活しました。平成26年度は小山小学校・南町小学校において大規模改造工事を実施するとともに、神宝小学校校舎棟・中央中学校体育館大規模改造工事に伴う実施設計委託を実施し、老朽化する教育施設の整備を計画的に推進します。	
			㉞校舎及び体育館の耐震化はほぼ完了したことから、平成26年度は中学校体育館バスケットゴール耐震化設計委託を実施するとともに、久留米中学校・南中学校・大門中学校の吊下げ式バスケットゴールほか改修工事を実施し、非構造部材の耐震対策を行います。	
		c）学校給食の充実	㉟「食育の推進」を基本としながら、安全・安心な調理体制を確立するため小学校給食の調理業務委託を推進します。本年度は第二小学校の給食調理業務委託の契約を締結します。	学務課
		d）いじめ防止に向けた環境整備	㊱いじめ防止対策推進条例を年内に策定し、いじめ対策推進基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会及市教育委員会、いじめ問題対策委員会の設置規則を26年度中に策定し、いじめ防止対策を総合的に推進します。〔再掲〕	指導室
			㊲来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、相談窓口の開設等について、年6回「教育センターだより」を市内小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭に配布するなど、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知します。	

（3 信頼される教育の確立）	（4安全で安心して学べる教育環境の整備・充実）	（d いじめ防止に向けた環境整備）	㊳全小・中学校において、26年度中に、「いじめ防止基本計画」を作成するとともに、「学校いじめ対策委員会」を設置し、情報共有と組織的対応の核とします。	指導室
		e）防災教育の推進	㊴登下校や放課後、校外学習中などのさまざまな状況や、保護者に連絡がつかない場合を想定した訓練等、全小・中学校で一層効果的な避難訓練を実施します。	
		f）放課後こども教室の推進	㊵平成25年度まで行われていなかった「放課後子供教室」を「放課後子ども総合プラン・放課後児童健全育成事業」の改正を踏まえ、実施に向けて体制を整え準備を行います。	生涯学習課
4 生涯学習社会の構築	（1）生涯学習活動の充実	a）学習・交流の機会と提供の環境の整備	㊶学習活動の振興を図るには関連情報の収集・提供、相談機会の提供を充実させることが必要であり、平成26年度は市のホームページ等をさらに活用して各種情報の提供をするとともに、市民に浸透するよう、生涯学習事業を一括掲載した年間カレンダーの発行を継続していきます。	
		b）地域教育力の再構築と地域課題の解決	㊷学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を、または市と協働して解決するための取り組みとして、平成26年度は市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。	
	（2）図書館事業の充実	a）資料・情報提供の充実と学習支援	㊸生活や仕事上の課題解決、学習、読書に役立つ図書館サービスの周知に努め、市民の利用を促進し、登録率（25年度19％）の向上を目指します。	図書館
			㊹分野別の選定会などで幅広い選書を行い、新たに16，000冊以上の図書を受け入れ、各図書館で市民ニーズにこたえる資料提供を行います。	
			㊺商用データベースや国立国会図書館デジタル送信サービスの提供を開始し、レファレンスサービスを充実します。	
		b）歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存	㊻東久留米市に関する資料の収集と保存を継続し、東久留米にゆかりのある作家の作品や市内散策・郷土史探訪に役立つ資料等を作成し、展示します。	
			㊼昭和時代の町の歴史を語る事業を開始し、地域に関する市民の関心にこたえ、郷土意識を高める事業を行います。	
		c）子ども読書活動の推進	㊽第二次子ども読書活動推進計画に基づき、新たに乳幼児向けの図書リストを作成し、家庭や幼稚園・保育所での読書活動を促進します。	
			㊾学校、指導室と連携して、全中学校訪問を行い、小・中学校の学習と読書活動支援、学校図書館整備を推進します。	
	（3）文化財の保護と活用の推進	a）文化財の調査と保護の推進	㊿文化財の保護に当たっては、市民や宅地開発事業者の責務は明確化されています。平成26年度も啓発に努め、文化財保護行政の充実を図ります。	生涯学習課
			51遺跡については、平成26年度も引き続き六仙遺跡など必要個所の調査を図ります。	
		b）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	52現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討し、平成26年度は子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。	

（4 生涯学習社会の構築）	（3 文化財の保護と活用の推進）	（b 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進）	53郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、平成26年度は積極的な広報に努めます。	生涯学習課
			54無形民俗文化財の継承のためのお囃子や太鼓などの修繕費の補助や支援を平成26年度も努めます。	
	（4）市民スポーツの振興	a)スポーツ事業の充実	55取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツ種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に平成26年度も努めます。	
			56スポーツ推進委員に初級障害者スポーツ指導員養成講座に参加してもらい、障害者スポーツの普及を図るための取り組みを平成26年度から始め、充実を図ります。	
		b)スポーツ環境の整備	57指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かした施設の長寿命化を平成26年度も促進します。	
			58スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、平成26年度も連携を促進します。	

４　平成２６年度評価対象事業の点検評価表

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実　（ａ）人権教育と心の教育の充実	指導室

２　事業計画の内容

①人権教育推進委員会を８回開催し、各学校の人権教育の指導計画の見直しを図るとともに、市独自の人権教育指導資料『今考える　人権のこと』を活用した公開授業・研究協議を４０人以上の参加により実施し、人権教育の一層の理解・啓発を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎人権教育推進委員会を８回開催した。各回とも２４人の教員が参加した。市内小学校と中学校で人権教育にかかわる研究授業を行うとともに都指定の人権尊重教育推進校の発表会に参加するなど実践的な取り組みを進めた。人権尊重教育の視点から授業をどのように展開すれば良いかなど授業内容を研究することで、各学校の人権教育の指導計画の見直しを図った。

◎人権教育指導資料『今考える　人権のこと』を人権リーフレット、しおり、カードとともに新規採用者と他地区から異動してきた教員全員に配布し、若手教員研修会など職層に応じて人権感覚を高める研修を実施した。

◎平成２６年度は教員による体罰事故や不適切な指導はなかった。

《表1　人権教育推進委員会の内容》

内　　容	
5月23日	概要説明、人権資料の確認
6月26日	指導案検討
9月12日	指導案検討
9月26日	さわやか月間作品の選定
10月　3日	さわやか月間作品の選定
12月　5日	研究授業・協議会（市立本村小学校）
1月21日	人権尊重教育推進校研究発表会参加（東大和市立第九小学校）
1月26日	人権尊重教育推進校研究発表会参加（西東京市立田無中学校）

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎人権教育推進協議会で実施する研究授業及び協議会は、一部の教員の参加にとどまっている。より多くの教員を参加させたり、内容を周知したりして、教員全体の人権意識を高める必要がある。

◎人権教育の目的や方法、目指す成果を明確にした上で、人権教育を推進する必要がある。「いじめの撲滅」などテーマを決めて取り組みを進めることも一つの方法である。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実　（ａ）人権教育と心の教育の充実	指導室

２　事業計画の内容

②児童・生徒が人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、いじめをしない許さない人権感覚を身に付けることを目的に、人権「ポスター」「作文」の募集を全小・中学校で取り組ませ、優秀作品を顕彰します【継続】。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎１１月を市の人権尊重月間「さわやか月間」として、児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒から人権「標語」「ポスター」「作文」を募集し、優秀作品を表彰した。平成２６年度は小・中学校全２０校からの応募があり、作品応募総数は４，８７８点（平成２５年度４，５１１点）であった。

◎優秀作品を「市民のつどい」で展示するとともに表彰した。「市民のつどい」には、大勢の参加者があり、児童や生徒が読む優秀作文に感動する参加者も多く見られた。

《表2　作品出品数一覧》

単位:点

学校名	標　語	ポスター	作　文
小学校	1,219	684	449
中学校	1,349	158	1,019
合　計	2,568	842	1,468

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎児童・生徒の作品数も増え、各学校における取り組みが定着してきており、さまざまなテーマの作品が見られた。しかし、作品の中には人権尊重のテーマから離れてしまっているのではないかと思われる作品も幾つか見受けられた。いじめ防止等、具体的なテーマを決めて作品づくりに取り組ませることで、より深く人権感覚を身に付けさせたい。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実（ｂ）豊かな人間性の育成、心の教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
③児童・生徒が人間性豊かに健やかに成長できるよう、各学期1日以上の授業公開、年数回の学校行事の公開及び11月第1週土曜日の学校一斉公開日において、各学校が特色ある取り組みを実施するとともに、小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭において「東京都道徳教育教材集」の活用を図るなど、家庭、地域との連携を図った教育活動を推進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎全小・中学校で各学期１日以上の授業公開を行い、保護者や地域に積極的に学校の教育活動を公開した。 ◎学校一斉公開日等を利用し、全小・中学校において全学級の道徳授業を公開するとともに、意見交換会を通して学校・家庭・地域の連携による道徳教育の推進を図った。 ◎全小・中学校で国及び都の道徳教育教材集を活用した。多くの学校では、世代を超えて継承させたい道徳的価値を児童・生徒の心に浸透させていくために、教材を家庭に持ち帰らせ、家族と共に学ぶことで、家庭での児童・生徒の道徳性を涵養する教育を一層推進した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎本市の道徳授業地区公開講座は、パラリンピック選手などさまざまな外部講師を招いて、保護者や地域の関心を高めるよう工夫している。今後も保護者や地域が参加しやすい、また参加したくなるような取り組みを行い、家庭や地域へ道徳教育の重要性を改めて認識させていく。 ◎本年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取り組みが可能となった。道徳教育の抜本的改善と充実を図るために、本市においても指導内容や評価方法について検討していく必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実　（ｃ）社会性の育成によるいじめと不登校への対応	指導室

２　事業計画の内容
④いじめ防止対策推進条例を年内に策定し、いじめ対策推進基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会及市教育委員会、いじめ問題対策委員会の規則を２６年度中に策定し、いじめ防止対策を総合的に推進し、児童・生徒の健全な心身の成長及び人格の形成に努めます。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎校長・副校長・主幹教諭代表による素案作成の後、有識者・学校関係者・保護者代表等による懇談会、校長会・副校長会での協議、パブリックコメント、教育委員会での協議を経て、平成２６年１２月の第４回定例市議会で、いじめ防止対策推進条例が制定された。条例と並行して検討していたいじめ対策推進基本方針も１月の教育委員会で決定し、平成２７年４月１日から施行した。 ◎全小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校いじめ防止委員会を設置した。定期的に学校いじめ防止委員会が開催され組織的にいじめ問題に対応できるようになった。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎いじめ問題の解決のために、「いじめ防止対策推進条例」「いじめ対策推進基本方針」が策定、施行された。しかし、策定されただけでは「いじめ」はなくならない。今後は「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止対策を総合的に推進するシステムを構築する必要がある。 ◎リーフレットを作成するなど、いじめ防止対策推進条例といじめ対策推進基本方針の内容を教員、家庭や地域に周知し、市民全体のいじめ防止の機運を高めていかなければならない。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実　（ｃ）社会性の育成によるいじめと不登校への対応	指導室

２　事業計画の内容
⑤スクールカウンセラーによる、小学校第５学年及び中学校第１学年全員を対象とした個別面接を、今年度から全小・中学校において実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎スクールカウンセラーによる、小学校第５学年及び中学校第１学年全員を対象とした個別面接を、夏期休業日までに全小・中学校において実施した。このことにより各学校ともスクールカウンセラーをさらに積極的な活用するようになった。 ◎個別面接では、いじめの発生は確認できなかったが、スクールカウンセラーの利用についての理解が深まったことから、児童・生徒とスクールカウンセラーとの信頼関係がつくられた。今後、相談件数が増えるものと予想される。

《表3　スクールカウンセラーへの相談件数》

単位:件

	平成26年度	平成25年度
小学校	5,183	4,723
中学校	3,230	2,763

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎スクールカウンセラーの役割を周知し、児童・生徒が何でも抵抗なく相談ができる相談環境をつくる必要がある。 ◎学校に設置した「学校いじめ防止委員会」と「スクールカウンセラー」の連携を図り、いじめの早期発見・早期対応をより一層推進していかなければならない。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）人権教育と心の教育の充実　（ｃ）社会性の育成によるいじめと不登校への対応	指導室

２　事業計画の内容

⑥スクールソーシャルワーカーによる全小・中学校への巡回、各学校の校内委員会の参加や、年２回の連絡協議会における協議を通して、支援が必要な児童・生徒やその保護者に対して福祉や医療分野からの支援につなげていくとともに、教育相談室及び学習適応教室等の関係機関と協力して、不登校を減少させるなどの課題解決を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎スクールソーシャルワーカーによる全小・中学校への巡回を実施することで、スクールソーシャルワーカーの役割についての理解が進み、各学校から校内委員会への参加など、派遣要請件数が大きく増えた。定期的にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、校内委員会を開催している学校もある。

◎不登校だけでなく、虐待や発達障害のある児童・生徒への対応など、さまざまなケースで関係諸機関と連携しながら学校や児童・生徒、家庭を支援した。

《表4　派遣要請件数の推移》

単位:件

	平成26年度	平成25年度
小･中学校	260	223
関係諸機関	22	5

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎スクールソーシャルワーカーの役割への理解が進み、学校へ適切な支援を行うことで、学校からの訪問要請が増えている。スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を検討する必要がある。

◎特別支援教育係が指導室に組織されたことから、特別支援教育係の臨床心理士や就学相談員と連携して、組織として特別支援教育を推進する体制をつくる。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 （1）社会貢献の精神の育成　（ｃ）社会の一員としての豊かな心の育成	指導室

２　事業計画の内容
⑦児童・生徒に地域貢献の意識の定着を図るため、市内全小・中学校において年１回以上、地域清掃活動・美化活動、防災活動等を通して、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎全小・中学校において、ＰＴＡ、青少年健全育成協議会、自治会等と連携してさまざまな活動を実施している。地域清掃活動・美化活動、防災活動等を通して、社会参加や社会貢献の意識を育（はぐく）むとともに、児童・生徒と地域との、また、教員と地域との関係づくりを進めた。 ◎特に中学校区ごとに設置されている青少年健全育成協議会が行う事業の中には、教育課程内の行事でないにもかかわらず、学校の年間行事に位置付けられているものもあり、児童・生徒だけでなく多くの教員が参加している。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎青少年健全育成協議会をはじめ、地域の行事は土曜日に行われることも多い。学校も道徳授業地区公開講座や学校公開など、土曜日を授業日とすることが多くなってきた。地域の行事と学校の授業ができるだけ重ならないように注意する必要がある。 ◎中学生は災害時に地域で一定の役割を担うだけの力がある。地域を構成する一員としての役割を果たすための技能を身に付けるためにも、地域が実施する防災訓練に積極的に参加させる。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 (3)体育･健康教育の推進　（ａ）子どもたちの体育・健康教育の充実	指導室

２　事業計画の内容
⑧体力・運動能力等調査の結果など子どもの体力等にかかわる実態に基づき、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを１０月までに立てるとともに、夏季特別研修会、小学校における巡回実技研修会を１３回実施し、小学校「体育」及び中学校「保健体育」における、指導方法の一層の工夫・改善を推進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎小・中学校全員を対象に体力調査を実施している。その結果を分析することで、学校全体及び児童・生徒一人ひとりに体力向上の必要性と自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。 ◎体力調査と同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも、運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策について研究し、各校とも１０月までに授業改善推進プランを作成した。 ◎小学校体育巡回実技研修運営委員会を設置し、市内小学校教員が講師となり、全小学校において教員を対象とする、体育巡回実技研修を１３回実施した。実技研修により、具体的な指導方法の工夫を学ぶことができた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎本市の児童・生徒の体力調査の結果から、得点の高い児童・生徒と低い児童・生徒に二極化する傾向が見られる。部活動などで運動している児童・生徒ほど得点が高いため、今後も引き続き、各地域におけるスポーツ活動や部活動の充実に向けた取り組みを促す施策を実施する。 ◎体育の授業についても楽しいだけではなく、本市の児童・生徒に不足している「投げる力」や「持久力」を補強する運動を取り入れた授業を工夫して実施する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 (3)体育･健康教育の推進　（ａ）子どもたちの体育・健康教育の充実	指導室

２　事業計画の内容

⑨中学生「東京駅伝」大会に向けて、全中学校から７０人以上の選手の推薦、記録会への参加及び試走会等を実施することにより、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上の推進を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツ振興及び生徒の競技力の向上を目的に開催されている中学生「東京駅伝」大会に向けて、東久留米選手団は選考会を経て代表選手中学校第２学年の男女４２人を決定した。練習会も実施し、走力を向上させるだけでなく、チームワークづくりにも努めた。

◎結果は男子１１位、女子２４位、総合１７位という過去最高の成績であった。特に男子は町田市、八王子市に続き２６市中３位であった。

《表５　東京駅伝の過去の順位》

回	年度	男子	女子	総合
1	平成21年度	30	44	41
2	平成22年度	東日本大震災のため中止		
3	平成23年度	27	40	30
4	平成24年度	13	26	21
5	平成25年度	大雪のため中止		
6	平成26年度	11	24	17

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎代表選手の在籍校に偏りが見られる。選考会で公平に代表を決めた結果ではあるが、全ての中学校から代表選手が選ばれるように各校での取り組みを進める。

◎教員や代表選手の家族など関係者だけでなく、選手を学校全体で応援するような、スポーツへの機運が盛り上がる施策になるよう工夫したい。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 (3)体育･健康教育の推進　（ｂ）オリンピック教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
⑩オリンピック教育推進校３校において、運動・スポーツへの興味・関心を高める取り組みや東京都教育委員会主催の「オリンピアン・パラリンピアンの学校への派遣事業」等を実施するとともに、全小・中学校において、東京都教育委員会発行の補助教材等を活用し、オリンピック・パラリンピックに関する学習を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎東京都教育委員会からオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定された神宝小学校、下里小学校、中央中学校を中心に運動・スポーツへの興味・関心を高める取り組みを行った。 ◎神宝小学校では、早稲田大学の吉永武史准教授を招き、教員を対象としたゲーム型授業の実技研修会を実施するとともに、非常勤講師の特性を生かし、体育の授業を改善した。 ◎下里小学校には「オリンピアン・パラリンピアン派遣事業」で、ロンドンオリンピックに出場した新体操の田中琴乃さんがみえ、１日校長を務めた。児童はトップアスリートの卓越した身体能力に驚き、優しく実技指導もしてもらった。オリンピックの話からスポーツへの関心を高め、夢に向かって努力することの大切さを学んだ。 ◎中央中学校では、筑波大学の江上いずみ講師を招き、「おもてなし講座」（グローバルマナー講座）を実施し、おじぎや握手にまつわる「和」の心や日本のおもてなしの心を学んだ。柔道においても、柔道における作法から日本の伝統を学んだ。 ◎オリンピック・パラリンピック教育推進校以外の学校でも、補助教材等を活用し、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義をはじめ、国際親善や世界平和が果たす役割について、正しく理解するよう指導を行った。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎平成２６年度のオリンピック・パラリンピック教育推進校は３校であった。研究を行う学校を倍以上に増やし、オリンピック・パラリンピック教育をさらに推進させたい。 ◎研究指定校でオリンピック・パラリンピックを活用した具体的な取り組みを研究し、その取組を全小・中学校に周知し、市全体で行うことで、オリンピック・パラリンピックの機運を醸成していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
１　人権尊重と健やかな心と体の育成 (4)食育に関する指導の充実　（ａ）食育の推進	学務課

２　事業計画の内容

⑪「食に関する指導の全体計画」と「食育年間指導計画」を全校で作成することを徹底し、各教科の授業の中で計画に基づいた食育指導を行っていきます。全校で郷土食に親しむ日を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎「食に関する指導の全体計画」を推進するため、各小学校の学校栄養職員が学級担任と連携し、野菜を活用した食育授業を行った。

授業では児童の発達段階に応じて内容を吟味し、低学年では「野菜に親しむ」、中学年では「野菜の働きを知る」、高学年では「野菜の旬や地産地消について知る」をテーマに、野菜を食べることの大切さを伝えた。東久留米市産の野菜を給食で使用していることを伝えることで、給食を生きた教材として活用し、児童の食に関する興味・関心を喚起した。

↑郷土食の日に、市長も参加して児童と給食を食べました(小山小学校)。

◎１１月には全校統一で「郷土食に親しむ日」を東久留米市として初めて設定し、地場産野菜をふんだんに使った給食を提供した。中でも小学校で提供した「東久留米の煮ぃだんご」は古くから市内の農家に伝えられてきた郷土食であり、そのメーンであるだんごは東久留米特産の柳久保小麦で作成したものである。このイベントは市内農家や各団体の協力により実現できたもので、当日は市長も参加し、子どもたちと一緒に給食を食べた。その模様は複数の報道機関にも取り上げられた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めた。こうした取り組みが食指導の充実につながったことから、今後も継続して実施していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）個性と創造力を伸ばす教育の充実　（ａ）学力向上を図るための取り組みの推進	指導室

２　事業計画の内容
⑫「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査の結果について、基礎的な学力の定着状況と学力の伸びに着目し、市全体及び学校ごとにまとめ、９月までに公表します。また、この調査結果を、今後の教育活動の一層の改善・充実を図っていくための基礎資料とします。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎基礎学力の定着に向けた課題を把握するため、国及び都の学力調査結果に基づき、市及び学校ごとの学力の分布状況を公表した。国の調査については平均正答率未満の児童・生徒数の割合を示した。都の調査においては、中学校では都が示した到達目標値以上の生徒の割合を、小学校では到達目標値以上の児童の割合と習得目標値未満の児童の割合を示した。 ◎学力の伸長に向けた課題を把握するため、市独自の学力調査結果に基づき、同一の児童・生徒の学力の伸長度合いを市及び学校ごとに公表した。 ◎調査結果の分析から、平均正答率の比較だけでは見られない本市及び各学校の児童・生徒の課題が明確になった。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎都の調査結果において、中学生の市全体の平均正答率は都の平均値を上回っているにもかかわらず、到達目標値以上の生徒の割合は都の平均値よりも低かった。小学校の調査結果も合わせて考えると、基礎的基本的な内容については身に付いてきているが、応用力が伸びていないことが分かった。基礎的基本的な内容を活用し、さらに応用力を伸長する授業への改善を進める必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）個性と創造力を伸ばす教育の充実　（ａ）学力向上を図るための取り組みの推進	指導室

２　事業計画の内容
⑬学力調査の結果分析等により、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを１０月までに立て、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、授業改善を推進します。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎全小・中学校で、自校の学力調査の結果から課題と対応策をまとめ、授業を改善するための授業改善推進プランを各校とも９月までに作成し、１０月にホームページ等で公開した。小学校は、国語、社会、算数、理科で、中学校は、国語、社会、数学、理科、英語の各教科で作成した。 ◎４月に行われた国及び市の学力調査の結果を分析し、学校ごとの課題を明らかにして、全校で公表した。 ◎平成２６年度については、さらに７月に行われた都の学力調査の結果を教科ごとに分析し、課題を明確にした上で、授業改善推進プランをさらに改善し、全校とも３月にホームページ等で公開した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎授業改善推進プランを作成するだけではなく、日常の授業に生かし、日常の授業から授業改善推進プランを改善することで、学力の向上をさらに図る授業を推進する必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）個性と創造力を伸ばす教育の充実　（ａ）学力向上を図るための取り組みの推進	指導室

２　事業計画の内容

⑭学力向上教育推進モデル校２校において、小学校１～４年生を対象に、外部人材を活用した算数の補習教室「子供土曜塾」をそれぞれ年１０回実施し、「やればできる」という自信をもたせ、学習意欲の向上を図ります。

３　実績《取組状況の評価：前進》

→「よくできました！」。順番に並んで採点を待つ子供土曜塾での児童の様子。

◎本村小学校では土曜塾を１０回開催し、延べ５８４人、平均５８人の児童が参加した。アンケート調査の結果から９割以上の児童が参加することは楽しいと答えている。同様に９割以上の児童が「まるをもらえること」、「採点者の先生からほめられること」が良かったと、回答している。

◎第一小学校では土曜塾を７回開催し、延べ５２１人、平均７４人の児童が参加した。土曜日以外の平日に実施したことで、土曜日に習い事をしている児童も参加することができた。

◎採点者をシルバー人材センターに依頼しているため、知り合いの方に採点をしてもらったり、採点をしてくれた方と地域であいさつするようになったりと、人間関係づくりの面でも成果が見られた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》

◎シルバー人材センターに採点者を依頼し、学校の負担を軽減しているが、学習成果を日常の授業に十分に結び付けられていない。土曜塾での学習の成果や評価が、日常の授業や教員による補習や家庭学習と連携させ、教育効果をより高めていく必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）個性と創造力を伸ばす教育の充実　（a）学力向上を図るための取り組みの推進	指導室

２　事業計画の内容

⑮全小学校において、５月及び１２月に小学校算数の診断シートによる実態把握及び効果検証を行うなど「東京ベーシック・ドリル」を活用し、分からない個所に立ち戻り、繰り返して行う学習を推進し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。

３　実績《取組状況の評価：前進》

◎全小学校で「東京ベーシックドリル」の活用に取り組み、基礎的・基本的な学習内容の定着を図った。５月及び１２月に診断シートによる実態把握を行った結果、全小学校において平均正答率に伸びが見られた。放課後補習を行った学校では、特に大きな伸びが見られた。

◎基礎的・基本的な学習内容の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定などに取り組んだり、主体的に家庭学習に取り組ませるため、学習計画を立てさせたりしている学校もあり、学力向上への取り組みが推進されている。

《表6　東京ベーシックドリルの調査結果》

〔全小学校　1年　児童数886人〕

※単位:人、%

正答数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	計
人　数	5	2	13	23	61	134	195	253	200	886
割合(1 月)	0.6	0.2	1.3	2.3	6.9	15.4	23.5	28.3	21.5	100.0
割合(6 月)	0.5	0.7	4.6	5.1	10.8	18.3	23.4	23.7	12.9	

6月平均正答率 72．2　　1月平均正答率 77．0

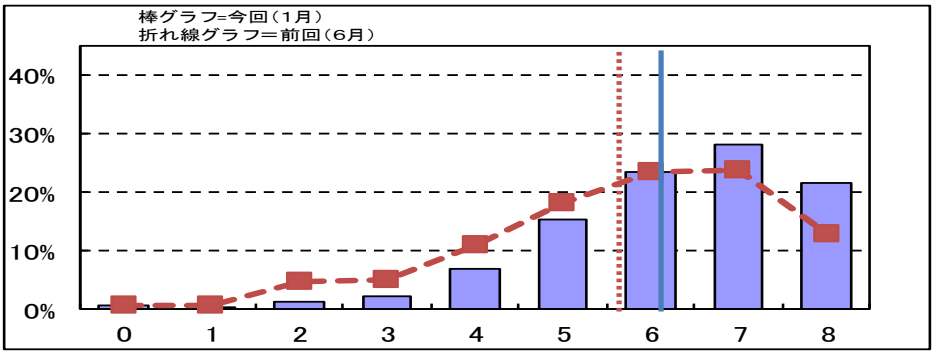

〔全小学校　2年　児童数840人〕

※単位:人、%

正答数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
人　数	9	16	27	43	50	78	89	108	144	132	96	48	840
割合(1 月)	0.9	2.5	3.7	6.0	5.8	10.0	11.5	12.1	16.4	15.8	10.3	4.8	100.0
割合(6 月)	1.0	4.5	7.7	8.8	14.4	13.8	12.4	12.3	13.9	7.1	3.6	0.5	

6月平均正答率 52．1　　1月平均正答率 61．3

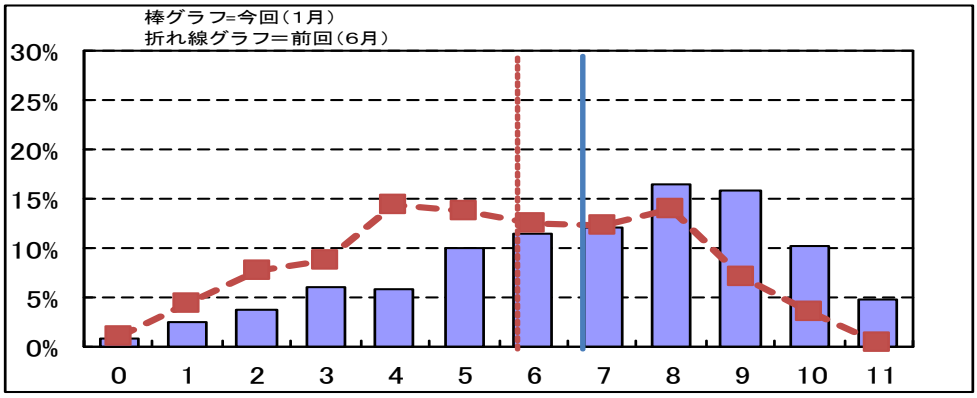

〔全小学校　3年　児童数889人〕

※単位:人、%

正答数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人　数	5	5	5	3	11	7	18	12	38	59
割合(1 月)	0.6	0.5	0.6	0.4	1.5	0.7	1.8	1.4	4.5	6.8
割合(6 月)	0.7	0.8	1.3	1.9	2.2	3.1	3.7	5.0	5.5	7.5
正答数	10	11	12	13	14	15	16	17	計	
人　数	73	84	80	116	125	98	84	66	889	
割合(1 月)	8.0	9.5	8.4	13.3	14.5	11.1	9.3	7.1	100.0	
割合(6 月)	9.1	11.1	12.2	12.2	10.1	7.7	4.5	1.4		

6月平均正答率 63．2　　1月平均正答率 71．1

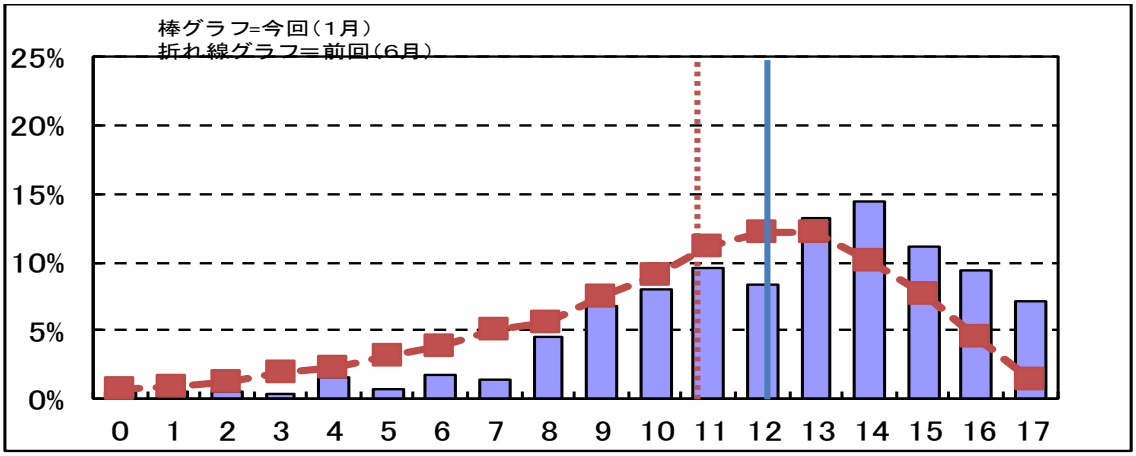

〔全小学校　4年　児童数943人〕

※単位:人、%

正答数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
人　数	10	11	11	11	10	8	23	24	23	45	42
割合(1 月)	1.0	1.0	1.2	1.1	1.1	1.2	2.4	2.9	2.4	5.3	5.0
割合(6 月)	0.9	0.8	1.7	2.8	2.9	2.4	4.0	4.7	4.4	6.0	8.2
正答数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計	
人　数	63	74	78	102	99	94	83	89	43	943	
割合(1 月)	6.4	8.0	8.5	10.7	10.5	9.8	8.6	8.6	4.1	100.0	
割合(6 月)	7.8	9.0	9.3	8.8	8.5	6.0	5.5	5.1	1.6		

6月平均正答率 60．2　　1月平均正答率 68．1

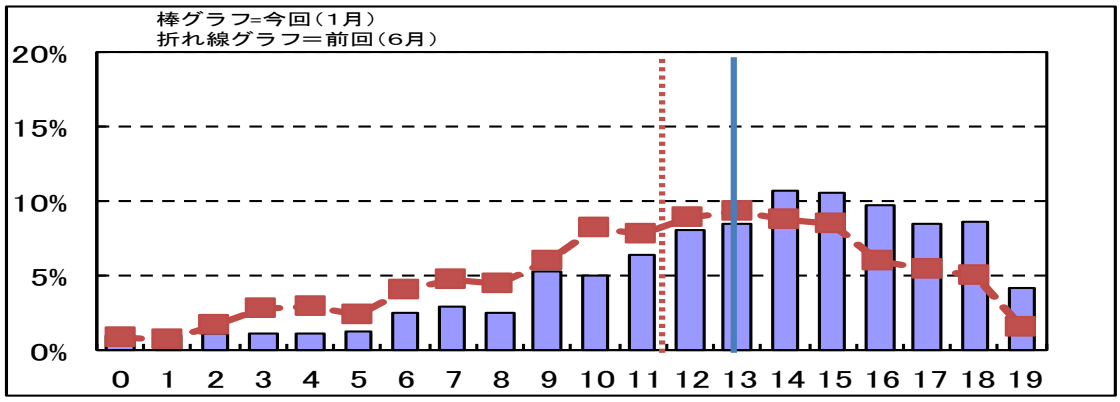

4　教育委員会の評価《今後の方向・拡充》

◎都から本市が受けて進める「学力ステップ・アップ地域支援事業」においても、「東京ベーシックドリル」の効果的な活用を進める必要がある。

◎子供土曜塾や放課後子供教室での活用も検討する必要がある。児童がベーシックドリルに意欲的に取り組めるように使用方法を工夫する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）個性と創造力を伸ばす教育の充実　（ｂ）キャリア教育の充実	指導室

２　事業計画の内容
⑯地域・関係機関等の連携・協力を深め、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、全中学校第２学年において、３日間の職場体験を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観を育むとの認識に立ち､中学校第２学年で３日間の職場体験を実施している。平成２６年度は約１９６件の事業所において実施した。 ◎市民部と連携して農業委員会に職場体験や農業体験の状況を報告することで、より充実した体験ができるようにした。農業委員会の紹介を受け、８件の農家が２７人の生徒を受け入れた（２５年度７件・２８人)。 ◎職場訪問や職場体験等の機会を教育課程に位置付け、キャリア教育の重要性については各学校とも認識して、実践している。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎単に職業を体験するだけでなく、生徒一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する。 ◎小学校においてもキャリア教育を意識した教育活動を推進する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）教育内容の改善　（ａ）伝統と文化の理解及び国際理解教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
⑰小・中ＡＬＴ活用推進資料作成委員会を年４回開催し、小・中学校が連携してＡＬＴの活用方法について研究するとともに、小学校全教員及び全中学校に、指導事例を数多く掲載したＡＬＴ活用推進資料を３月に作成・配布し、ＡＬＴの活用の推進を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎小学校では第１学年から英語活動を実施している。１学級当たり第１学年から第４学年までで８時間、第５・６学年は３５時間、英語活動支援講師を配置している。 ◎中学校では１学級当たり外国語補助指導員（ＡＬＴ）を１２時間配置し、ＡＬＴを活用して英語教育の充実を図っている。 ◎小学校の外国語活動と中学校の英語教育の連携を図りながら、ＡＬＴを活用するために、指導事例を数多く掲載した資料を作成した。作成に当たっては、小学校で外国人ＡＬＴを活用した授業を行うなど、ＡＬＴ活用のための研究を進めた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎小学生に使える英語を身に付けさせるためにも、日本人の英語活動支援講師ではなく、ネイティブの英語を話す、外国人ＡＬＴを小学校にも配置する必要がある。 ◎今後は、ＡＬＴ活用資料を十分に活用して、小学校の外国語活動と中学校の英語教育の推進を図る必要がある

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 （1）教育内容の改善　（ｂ）言語活動の充実、読書活動の推進	指導室

２　事業計画の内容

⑱「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書の配置を小学校８校に拡充するとともに、学校図書館運営連絡協議会を年３回、学校図書館担当者対象の研修会を年２回実施するなど、学校図書館整備計画を推進します。

３　実績《取組状況の評価：前進》

◎学校司書については、平成 25 年度小学校４校週２日配置から小学校８校に週２日配置に拡大した。主任学校司書は全小学校へ巡回させた。学校司書を配置した小学校の図書館は整備され、教科等の学習での図書館利用回数も増えた。言語活動の充実など学校司書の配置の効果が表れている。

《表７及び図1　学校司書配置校･未配置校の利用回数の比較》

	6月	7月	9月	10月	11月	12月	平均／月
学校司書配置校8校の平均利用回数	38	23	35	43	43	32	35.4
学校司書未配置校5校の平均利用回数	22	20	22	34	28	24	25.1

※配置校は小学校のみ8校であるため、本データは小学校13校を対象として構成している。
※配置校は第一小、第二小、第三小、第五小、第六小、第七小、第九小、第十小。未配置校は小山小、神宝小、南町小、本村小、下里小。

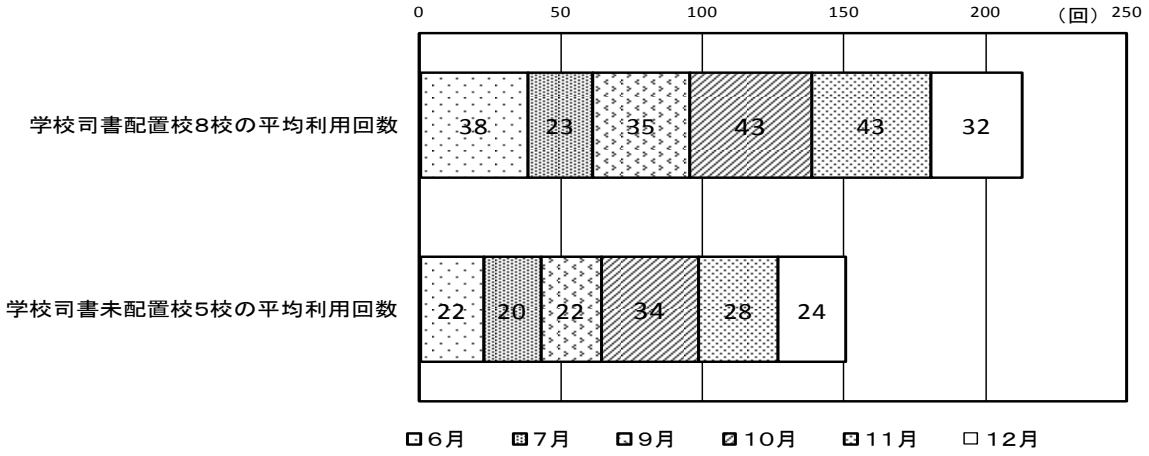

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》

◎学校司書を配置している学校と配置していない学校で、学校図書館の環境や利用状況に差が出ていることから、中学校を含め、全校に委託により学校司書を配置したい。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 (3)学習指導の工夫･改善の推進　（ａ）小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進	指導室

２　事業計画の内容
⑲「小・中連携の日」を年３回実施し、小・中学校の教員が相互に学習指導及び生活指導における情報を共有するとともに、児童・生徒が直接交流を行うなど、体験を共有する機会を通して、児童・生徒の豊かな人間関係の育成を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎学校間の連携については小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中学校の教員の交流や小学生と中学生の直接交流を実施した。 ◎第１回は６月に行った。小学校の教員が、その小学校の卒業生が進学した中学校を訪問し、授業をみた後、小学校と中学校の教員が、児童・生徒の健全育成や第２回以降の連携事業についてさまざまな協議を行った。 ◎第２回は９月に行い、中学校第２学年の生徒が卒業した小学校を訪問し、児童と直接交流を行った。第３回は１１月に行い、小学校の児童が進学予定の中学校を訪問し、中学校の生活について説明を受けたり、実際に授業や部活動を体験させたりした。進行は生徒会が務めた。 ◎小学校第６学年児童が中学校を訪問し、中学校入学前に中学生と直接交流する機会をもつことで、中１ギャップへの対応が有効にできている。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎中学生が小学校を訪れての交流では、目的を明確にして、一緒に楽しく活動をするだけではなく、例えば、学力向上を目的に、ともに学んだり、中学生が小学生を教えたりする活動が行われるようにする。 ◎交流の目的や方法を明確するためには、小学校と中学校の教員が協議しやすい体制をつくることも必要である。 ◎学力向上の面でも小・中学校の連携を進めていかなければならない。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 (3)学習指導の工夫･改善の推進　（ｂ）個に応じた多様な指導形態による教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
⑳小学校算数及び中学校数学において習熟度別指導を実施し、理解や習熟の程度に応じた学習集団の編成、学習集団の特性に応じた教材・教具、指導方法等の工夫により、個に応じた指導の充実を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎「東京方式ガイドライン」の試行に伴い、少人数学習集団による授業として、小学校では全校で算数の習熟度別学習による授業を行った。中学校では４校で、数学の習熟度別学習による授業を行った。 ◎児童・生徒一人ひとりの習熟の程度をレディネステストや観察結果による学習カルテの作成等で多面的・多角的に把握し、習熟の程度に応じた教材・指導方法の開発を行っている。また、児童・生徒一人ひとりの習熟の程度に応じてきめ細やかな指導を行い、児童・生徒の学力の定着と向上を図っている。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎「東京方式ガイドライン」が小学校では本実施となり、中学校では試行となった。習熟度別少人数指導における効果検証を通して、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、より一層個に応じた指導の充実を図り、学習が苦手な児童・生徒に基礎的・基本的な内容を身に付けさせるだけでなく、学力上位層の児童・生徒をさらに伸ばしていく。 ◎理科のチーム・ティーチングで不適切な実施があった。少人数指導についても安易に学級別の授業にもどすことがないように教育委員会としても監督、指導していく必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 (4)家庭との連携による学習習慣の確立　（ａ）家庭学習の積極的展開	指導室

２　事業計画の内容
①全小・中学校において、学力調査の結果から学力の定着状況や伸び、課題について、１０月までに学校だよりや保護者会等により保護者に説明し、家庭での生活習慣や学習習慣の重要性等について、理解・啓発を図ります。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎学校では次の項目について学校ホームページや学校だよりで公表するとともに、保護者会等で資料として配布し、説明を行った。 〇国及び市の学力調査結果における、市及び学校ごとの学力の分布状況（平均正答率未満の児童・生徒数の割合等)、同一の児童・生徒の学力の伸長度合い 〇都の学力調査結果における、市及び学校ごとの学力の分布状況（都が示した到達目標値以上の児童生徒の割合と習得目標値未満の児童の割合等） ◎都及び市の学力調査の結果を児童生徒一人ひとりに返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。市及び学校ごとの結果公表と合わせて見ることで、家庭学習の見直しや推進を図っている。 ◎学校では、家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努めるとともに、学校だよりや保護者会等で家庭学習の重要性を訴えるなど啓発に努めている。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎学力調査の結果を学校ごとに公表したが、公表するだけでなく、保護者や学校関係者に結果を説明し、学力向上に向けての課題をもたせ、学校と家庭が連携して取り組もうとする意識を醸成する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
２ 確かな学力の育成 (4)家庭との連携による学習習慣の確立　（ｂ）情報モラル教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
㉒学校支援室や警察、関係団体等と連携し、全小・中学校の情報モラルセキュリティ担当者、生活指導主任及び若手教員等を対象にした教員研修会を実施するとともに、全小・中学校におけるセーフティ教室、保護者や地域への啓発活動を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎教育センターに情報教育支援員を２人配置し、コンピュータを活用する授業への支援や情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修を行っている。特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発にも努めている。小・中学校で児童・生徒対象の情報モラル・セキュリティ教室を実施した。 ◎教員の研修として、情報モラル・セキュリティ担当者会で、東京都青少年治安維持対策本部から委託された講師を招き、ファミリーｅルール・インターネットゲームに関する家庭のルールづくりを内容とする講座を実施した。各学校の情報モラル・セキュリティ担当者等 20 人が参加した。 ◎情報教育支援員によるセーフティ教室や教員研修会を実施した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎情報モラル・セキュリティに関する専門性を有する情報教育支援員が教育センターに配置され、いつでも学校を支援できる体制をつくる。 ◎児童・生徒の情報モラルの意識の向上には、学校だけではなく家庭までも含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 （1）校長のリーダーシップの確立　（ａ）校長の経営方針に基づく学校経営の具体化	指導室

２　事業計画の内容
㉓教育委員会委員と小・中学校長との意見交換会を年数回開催し、学力向上や健全育成等の課題にかかわる協議を通して、教育目標の実現に向けた学校経営の推進を図ります。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎９月に学力向上にかかわる内容で、教育委員会と小・中校長との意見交換会を小・中学校別に実施した。学力調査の結果について各校の報告の後、児童・生徒の学力の定着状況についての意見交換や学力向上のための課題、課題解決のための学校での取り組みについてなど、具体策についても協議した。学校でさまざまな学力向上、特に基礎的基本的な内容の定着にかかわる取り組みが行われていることが分かった。 ◎教育課題について教育委員と校長が意見交換を行ったことで、教育委員としては、学校の状況を直接聞き、教育施策についての認識を新たにすることができた。校長としては、教育委員会の意見を聞き、市の施策を理解し学校での取組をより良い方向に改善することができた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎今回は学力向上についてであったが、健全育成や体力向上などさまざまな教育課題がある。今後も、教育委員と校長との意見交換会を実施する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 （1）校長のリーダーシップの確立（ｂ）組織体として機能する学校づくりの推進	指導室

２　事業計画の内容
㉔主任教諭を対象とした悉皆の学校マネジメント講座等の教員研修を８月までに実施し、学校運営のミドルリーダーの育成及び効果的活用を推進します。

３　実績《取組状況の評価》進行中
◎学校経営の推進に当たって、校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力を向上させるために、日常的な職務を通した人材育成の充実を図った。 ◎学校運営の中核を担う教員、今後学校経営を担うことが期待される教員（３０代の主任教諭２年目以上の者）を対象に「学校マネジメント講座」を７月に三日間開催した。学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、そのための資質・能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成に努めた。 ◎学校運営の中核を担う教員の市の教育目標や学校の教育計画に基づいて的確に学校経営を推進ことへの理解が進み、校長等教育管理職のリーダーシップの下、主幹教諭・主任教諭等の効果的な活用を図ることができた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎マネジメント講座により、学校管理職や指導主事への希望をもった教員や資質・能力のある教員の力量をさらに伸ばし、教育管理職候補者へ育成していく。 ◎主幹教諭や主任教諭を育成することで、学校を校長のリーダーシップをさらに発揮できる組織にしていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (3)特別支援教育の充実 （ａ） 特別支援教育の推進	学務課（指導室）

２　事業計画の内容

27障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた教育が受けられるよう、教育相談室や特別支援学校と連携していきます。巡回指導は従来各校から特別支援学校に個々に依頼調整をしていましたが、今後の改善課題を抽出するため、教育委員会でその総量を把握し、各校の実態を調査します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎発達障害により特別な支援を必要としながら通常の学級に在籍する児童・生徒の中には、通級指導学級に通う等の支援を受けていない児童・生徒も多く、担任をはじめ学校はその対応に苦慮している。そのため、特別支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを要請するケースが増えている。

◎通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法等を検討するために、清瀬特別支援学校と学芸大学附属特別支援学校の特別支援コーディネーターが学校の要請に応じて、巡回相談を行った。授業観察や児童観察を通して、適切な対応について、担任職員や保護者に指導・助言を行った。

◎教育センターのスクールソーシャルワーカーも学校の要請に応じて、発達障害のある児童・生徒への対応について学校と協議し、関係諸機関との連携を図った。

◎定期的に特別支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを出席させてケース会議を開催している学校もある。

◎教育委員会で各校から特別支援学校等への依頼状況を調査した結果、その件数は以下のとおりであった。

《表8　平成26年度巡回相談件数》

	清瀬特別支援学校・特別支援コーディネーター	学芸大学附属特別支援学校特別支援コーディネーター	本市のスクールソーシャルワーカー
小学校	0	53	453
中学校	3	17	860
合　計	3	70	1,313

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎特別な支援を必要とする児童・生徒が増えてきている現状を鑑み、特別支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーが個別に学校を支援するのではなく、組織的に支援する体制をつくる必要がある。

◎「特別支援教室の導入ガイドライン」において、平成３０年度までに全小学校に特別支援教室を設置し、巡回指導を実施することが示された。この制度を活用して、組織的に支援につなげていく体制を整え、現在支援を受けていない児童・生徒が支援を受けることができるようにする。そのため、特別支援教室設置計画を早期に立てる必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (3)特別支援教室の充実　（ｂ）特別支援学級の充実	学務課（指導室）

２　事業計画の内容

㉘小学校、中学校に在籍する配慮が必要な子どもの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。また、新しい制度である特別支援教室の開設に向け、東京都やモデル事業を実施している市などからの情報収集に努めます。

㉙中学校における特別支援学級をさらに充実するため、中学校２校で支援学級を新設します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎新しい特別支援教室の準備に関して、東京都からの情報収集に努めたほか、モデル事業を実施している市へ出向き、視察を行った。年度末には東京都より導入ガイドラインが示された。

◎平成２６年４月、久留米中学校に難聴通級指導学級を、西中学校に特別支援学級をそれぞれ新しく開設した。

◎東久留米市全体で組織改正が実施され、平成２７年４月には指導室に「特別支援教育係」が設置された。

≪表9　特別支援学級数及び人数一覧》

出典:学校基本調査(26年5月)

【固定学級】

種類	学校名	学級数	人数
知的	第三小学校	4	27
	第七小学校	3	19
	神宝小学校	2	12
	南町小学校	1	3
	東中学校	3	17
	中央中学校	3	20
	西中学校	1	4
情緒	南町小学校	2	12

【通級指導学級】

種類	学校名	学級数	人数
情緒	第六小学校	4	32
	第七小学校	5	42
	東中学校	1	9
言語	第六小学校	1	13
	第六小学校	1	8
難聴	久留米中学校	1	3

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎中学校に固定学級及び通級指導学級を新たに開設したことで、学校間の生徒数を平準化するとともに、他区市に通級していた生徒や保護者の負担軽減につながった。

◎特別支援教育係の新設により、東久留米市における就学支援から実際の特別支援教育までの体制を一本化し、一層の充実を図っていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ａ）教育条件の整備	指導室

２　事業計画の内容
㉚小学校から中学校への円滑な接続に向けて、小・中学校の教員が学習指導及び生活指導における情報を相互に共有するため、「小・中連携の日」を年３回実施します。〔再掲〕

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎学校間の連携については小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中学校の教員の交流や小学生と中学生の直接交流を実施した。 ◎第１回は６月に行った。小学校の教員が、その小学校の卒業生が進学した中学校を訪問し、授業をみた後、小学校と中学校の教員が、児童・生徒の健全育成や第２回以降の連携事業についてさまざまな協議を行った。 ◎第２回は９月に行った。中学校第２学年の生徒が卒業した小学校を訪問し、児童と直接交流を行った。 ◎第３回は１１月に行った。小学校の児童が進学予定の中学校を訪問し、中学校の生活について説明を受けたり、実際に授業や部活動を体験させたりした。進行は生徒会が務めた。 ◎小学校第６学年児童が中学校を訪問し、中学校入学前に中学生と直接交流する機会を持つことで、中１ギャップへの対応が有効にできている。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎中学生が小学校を訪れての交流では、目的を明確にして、一緒に楽しく活動をするだけではなく、例えば、学力向上を目的に共に学んだり、中学生が小学生を教えたりする活動が行われるようになるとよい。 ◎交流の目的や方法を明確するためには、小学校と中学校の教員が協議しやすい体制をつくることも必要である。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ａ）教育条件の整備	学務課（指導室）

２　事業計画の内容
①幼稚園、保育園等の就学前機関と保護者が作成した「就学支援シート」を活用し、幼児期から学齢期までのスムースな支援の引き継ぎを行います。さらに、本年度は乳幼児健診などの市が持つ情報と効果的な連携が図れないか健康課とともに研究します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

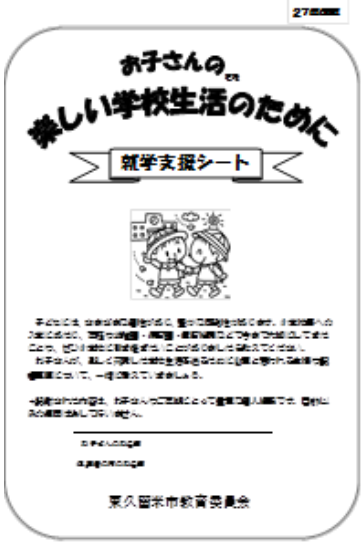

◎保育園や幼稚園等に通っている幼児が、小学校での生活を楽しくスムーズにスタートできるよう生活の様子等を小学校に引き継ぐため、「就学支援シート」を引き続き活用した。

就学支援シートの提出件数は、平成２６年度は５２件であった（平成２５年度７０件・平成２４年度４８件）。

◎乳幼児健診との連携については個人情報の取り扱いなど整理すべき課題もまだあるが、学童保育との連携では就学支援シートの活用について保護者の同意が得られたものに関して一部前進が見られた。この庁内連携については継続して研究していくものとする。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎就学支援シートは保護者が就学前各機関と連携して作成するもので、保育園・幼稚園等での成長・発達の様子や、就学後に必要な支援の内容について学校に引き継がれ、スムーズな就学に役立っているため、継続して実施していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ａ）教育環境の充実	総務課 （教育総務課）

２　事業計画の内容

㉜小学校では３校の芝生化を実施してきましたが、平成２６年度は中学校では初めて西中学校において校庭の芝生化工事を実施するとともに、整備済みの第六小学校・小山小学校・第十小学校については、適切な維持管理に努めます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎西中学校の校庭芝生化工事 2,564 ㎡を実施した。芝生用の散水は井戸水を利用し、不足の場合は水道水を利用する方式である。

◎第六小学校・小山小学校・第十小学校については適切な維持管理に努めた。

＜表10　校庭芝生化整備校一覧＞

年度	学校名	整備面積
20	第六小学校	1,152 ㎡
23	小山小学校	654 ㎡
24	第十小学校	3,000 ㎡
26	西中学校	2,564 ㎡

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎中学校では初めて西中学校の校庭芝生化工事を実施し、教育環境の効果が期待できる。

◎芝生管理は手間がかかるため、良い状態に芝生を維持するためには専門業者・学校関係者・ボランティアが一体となって協力し、維持管理をしていく体制が必要である。

◎芝生は自然のクッションとなり、けがを怖がらずに思い切り運動ができるため、屋外で活発に過ごす時間や運動量が増加することが期待できる。今後も教育環境の整備を図るため、校庭芝生化を推進していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｂ）教育環境の充実	総務課 （教育総務課）

２　事業計画の内容
㉝平成２４年度まで校舎の耐震化を優先してきたが、平成２５年度から大規模改修を復活しました。平成２６年度は小山小学校・南町小学校において大規模改造工事を実施するとともに、神宝小学校校舎棟・中央中学校体育館大規模改造工事に伴う実施設計委託を実施し、老朽化する教育施設の整備を計画的に推進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎小山小学校東側校舎棟・南町小学校西側校舎棟の大規模改造工事を実施するとともに、神宝小学校校舎棟・中央中学校体育館大規模改造工事に伴う実施設計を実施した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎平成２５年度から学校施設の大規模改修工事に着手し、平成２６年度も計画どおり大規模改修工事を実施できた。今後も計画的にかつ着実に大規模改修を実施する必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｂ）教育環境の充実	総務課 （教育総務課）

２　事業計画の内容
34校舎及び体育館の耐震化はほぼ完了したことから、平成２６年度は中学校体育館バスケットゴール耐震化設計委託を実施するとともに、久留米中学校・南中学校・大門中学校の吊下げ式バスケットゴールほか改修工事を実施し、非構造部材の耐震対策を行います。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎各中学校の吊下げ式バスケットゴールの耐震化を行うには、本体の取替え工事を行えばよいと判断していたが、事業の実施に当たり体育施設メーカーと協議した結果、バスケットゴール設置用補強材等が体育館構造体に影響する可能性もあり、構造計算をして安全を確認するする必要があると判断し、設計委託することになった。その設計委託予算は９月の第３回市議会で補正予算での計上が承認されたため設計期間が延び、年度内に工事完成することが困難となり、平成　２７年度に繰り越すことになった。 ◎第三小学校の受水槽は現在の耐震基準を満たしていないため、受水槽の取替えを行い耐震性も確保した。 ◎第七小学校給食棟、本村小学校上空通路耐震補強工事に伴う実施設計を行った。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎各中学校バスケットゴール耐震化工事完成時期は平成２７年度に繰り越すことになったが、着実に実施していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備・充実　（ｃ）学校給食の充実	学務課

２　事業計画の内容

㉟「食育の推進」を基本としながら、安全・安心な調理体制を確立するため小学校給食の調理業務委託を推進します。本年度は第二小学校の給食調理業務委託の契約を締結します。

３　実績《取組状況の評価：前進》

↑給食のメニューであるじゃんぼ餃子を手作り中（第二小学校の給食室）

◎昭和６０年１月、文部省（現文部科学から「学校給食業務の運営の合理化について」が各都道府県教育委員会あてに通知され、この中で、一定の条件の下、地域の実等に応じた適切な方法により、学校給食運の合理化を推進するよう方針が示された。

本市の学校給食は臨時職員の活用を用いた合理化を進めてきたが、平成２１年度から調理業務の委託化に取り組み、平成２２度から第七小学校、２３年度には第一小学校及び第九小学校に、また、２４年度には小山小学校に給食調理業務委託を導入した。さらに、２５年度末には第二小学校に給食調理業務委託を導入する導入計画の改定を行った。

◎２６年度は債務負担行為を設定し、第二小学校の給食調理受託業者を選ぶため選定委員会を設置して、学校給食にふさわしい業者を選定、年度内に契約を締結した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎学校給食の調理員は東京都の配置基準に基づき配置しているが、正規職員のほかに正規代替の臨時職員を配置して基準を満たしているという現状がある。

◎職員が病気等の理由で欠けた場合、新たな臨時職員の即時雇用は難しく、安定した調理体制の確保が困難であった。しかし調理業務を委託することにより、安定した調理体制を確立できるようになる。

◎２６年度末に新たに策定された調理業務委託推進計画に基づいて、今後も給食の安心と安全の継続に努めていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｄ）いじめ防止に向けた環境整備	指導室

２　事業計画の内容
36 いじめ防止対策推進条例を年内に策定し、いじめ対策推進基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡協議会及市教育委員会、いじめ問題対策委員会の設置規則を２６年度中に策定し、いじめ防止対策を総合的に推進します。〔再掲〕

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎校長・副校長・主幹教諭代表による素案作成の後、有識者・学校関係者・保護者代表等による懇談会、校長会・副校長会での協議、パブリックコメント、教育委員会での協議を経て、平成２６年１２月の第４会定例議会で、いじめ防止対策推進条例が制定された。条例と並行して検討していたいじめ対策推進基本方針も１月の教育委員会で策定し、平成２７年４月１日からが施行した。 ◎全小・中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ防止委員会を設置した。定期的に学校いじめ防止委員会が開催され組織的にいじめ問題に対応できるようになった。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎いじめ問題の解決のために、いじめ防止対策推進条例といじめ対策推進基本方針を策定した。今後は、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会を設置し、いじめ防止対策を総合的に推進するシステムを構築する必要がある。 ◎リーフレットを作成するなど、いじめ防止対策推進条例といじめ対策推進基本方針の内容を保護者や地域に周知し、市民全体のいじめ防止の機運を高めていかなければならない。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｄ）いじめ防止に向けた環境整備	指導室

２　事業計画の内容

㊲来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、相談窓口の開設等について、年６回「教育センターだより」を市内小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭に配布するなど、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知します。

３　実績《取組状況の評価：前進》

◎スクールカウンセラーが全小・中学校に配置され、児童・生徒の教育相談に当たった。２学期までに全小・中学校で、小学校第５学年の児童及び中学校第１学年の生徒に対する個別面談を全員に実施した。この面談からはいじめの事実は認識されなかったが、スクールカウンセラーへの理解が進んだ。

◎中央相談室及び滝山相談室に配置された教育相談員が、児童・生徒の相談に応じるとともに、子どもにかかわる問題で悩む保護者を支援した。いじめにかかわる相談は、両相談室合わせて９件であった。

《表11　教育相談室における相談件数》

相談室名	合計相談件数			(うち)いじめにかかわる相談件数
	来室	電話	計	
中央相談室	609	23	632	9
滝山相談室	531	18	549	0
計	1,140	41	1,181	9

◎スクールソーシャルワーカーを３人配置し、各校を巡回することにより福祉的なアプローチで児童・生徒及び家庭を支援した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎学校に配置されたスクールカウンセラーだけでなく、２個所の教育相談室やスクールソーシャルワーカーがいじめ防止に向けて取り組んでいる。こうした取組と学校いじめ対策委員会と連携させていく。

◎教育相談室やスクールソーシャルワーカーの存在を知らない保護者もいる。学校だけでなく、児童・生徒や家庭に積極的に、その役割を周知していく必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｄ）いじめ防止に向けた環境整備	指導室

２　事業計画の内容
㊳全小・中学校において、２６年度中に、「いじめ防止基本計画」を作成するとともに、「学校いじめ対策委員会」を設置し、情報共有と組織的対応の核とします。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎市内全小・中学校において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「学校いじめ対策委員会」を置き、全教職員による組織的な対応が行えるようにした。 ◎「いじめの指導状況管理一覧」を各校で活用し、いじめが終結した後も、再発防止のために継続的に状況を把握、共有した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎全校で「学校いじめ防止基本方針」が作成され、「学校いじめ対策委員会」が設置された。今後は、この組織をスクールカウンセラーだけでなく、教育相談室、スクールソーシャルワーカー、あるいは警察などの関係諸機関と連携し、いじめを防止する。 ◎いじめは短期間で重大事態に発展する可能性があることを認識し、短時間でもよいので、定期的に数多く「学校いじめ対策委員会」を実施し、管理職を中心に全教職員で情報共有が図られるようにする。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｅ）防災教育の推進	指導室

２　事業計画の内容
㊴登下校や放課後、校外学習中などのさまざまな状況や、保護者に連絡がつかない場合を想定した訓練等、全小・中学校で一層効果的な避難訓練を実施します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎地震等大災害の発生時の対応について、全ての学校で学校安全計画が改定され、さまざまな場合を想定した避難訓練が実施された。市民団体等と連携した訓練やＡＥＤの使用法・心肺蘇生法の指導について、消防署など関係諸機関の協力を得て訓練を行った学校もある。 ◎避難訓練だけでなく、東京都教育委員会作成の防災教育補助教材「地震と安全」を関係する教科である社会科や理科で活用したり、「３．１１を忘れない」を年間通して各教科等で活用したりして、安全教育の充実を図った。 ◎児童・生徒は避難訓練や教材の活用を通して、地震発生時の安全確保の方法を学んだ。保護者や地域と協力して安全教育を進める取り組みも進んでいる。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎教育委員会が作成した防災マニュアルを受け、災害発生時、特に学校が避難所になった場合など学校が具体的にどのような対応をしていけばよいのかを示すマニュアルを防災に関連した諸機関と連携しながら作成する必要がある。そのために、学校への指導・助言を行っていく必要がある。 ◎中学生は災害発生時にはさまざまな役割を果たすことができる。地域で実施される防災訓練に中学生を積極的に参加させるなど、防災に対する知識や技能を学ばせる。こうした活動により、社会参加や社会貢献の意識、公共的な精神や支え合いの精神を育む。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
３ 信頼される教育の確立 (4)安全で安心して学べる教育環境の整備･充実　（ｆ）放課後子供教室の推進	生涯学習課・指導室

２　事業計画の内容
㊵平成２５年度まで行われていなかった「放課後子供教室」を「放課後子ども総合プラン・放課後児童健全育成事業」の改正を踏まえ、実施に向けて体制を整え準備を行います。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎第２５期社会教育委員会議（任期：平成２４年９月１日～２６年８月３１日）では、「学校支援」をテーマに掲げ話し合いを重ねてきたが、平成２６年度はテーマを「放課後子供教室」に絞って協議を行い、「中間報告書」としてまとめた。 ◎平成２７年実施予定の放課後子供教室推進事業に向けて、「東久留米市放課後子供教室推進事業実施要綱」「東久留米市放課後子供教室運営委員会設置要綱」を制定した。 ◎小学校独自の取り組みとして、地域の団体等の支援を受けて放課後子供教室に類似した事業を行っている学校もあるが、平成２７年度２学期から、小学校３校で「放課後子供教室」のモデル実施を行う予定で実施校の決定、学校との調整を行った。 ◎「放課後子ども総合プラン・放課後児童健全育成事業」において、放課後子供教室及び学童保育所の一体的な、または連携による実施を推奨しているため、児童青少年課長、学童保育所職員を運営委員に入れることで、連携を強化する体制を整えた。 ◎一体型の放課後子供教室及び学童保育所の実施に向けて、児童青少年課との情報共有および連携を図りながら準備を進めている。 ◎委託事業者を決定し、契約内容について検討を重ねた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》
◎平成２７年度に小学校３校でモデル実施を行う。 ◎同一の小学校内で放課後子供教室、学童保育所の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるような体制づくりを行う。 ◎平成２７年度２学期の実施に向けて、運営委員会で検討を重ねるとともに、引き続き、実施校、児童青少年課とも連携を図っていく。 ◎運営委員会で検討された事業内容を反映させた事業となるよう、また、子どもの安全・安心が確保されるよう、委託事業者と調整を図っていく。 ◎モデル校で放課後子供教室を実施する際には保護者の理解と協力を得られるよう、説明会等を行う。 ◎将来的にはすべての小学校で放課後子供教室が実施できるよう、計画性を持って事業を推進していく。その際には、実施校の保護者や地域の市民団体、ボランティア等の協力を得ながら実施できるよう、運営委員会でも検討していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (1)生涯学習活動の充実　（ａ）学習・交流の機会と提供の環境の整備	生涯学習課

２　事業計画の内容

①学習活動の振興を図るには関連情報の収集･提供､相談機会の提供を充実させることが必要であり、平成２６年度は市のホームペーシ等をさらに活用して各種情報の提供をするとともに､市民に浸透するよう、生涯学習事業を一括掲載した年間カレンダーの発行を継続していきます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎生涯学習センターを拠点とし、生涯学習に関連する情報の収集・提供相談機会の提供を充実させてきた（平成２６年度のチラシ、ポスター等の設置：市内外の生涯学習情報１，４９５件、博物館、美術館、その他１０８件)。

◎市民団体等が開催する講座や講演会等のチラシやポスターを市民に分かりやすく掲示するため、生涯学習センター内に情報提供コーナーを設置している。また、近隣市で行われる事業についてもチラシやポスターを設置することで、東久留米市内だけでなく、広域の情報を得られる機会を市民に提供している。

◎新たに生涯学習活動を行いたい市民のために、生涯学習センターを利用して活動を行っている市民団体を紹介するための「サークルガイド」を作成し、市民の生涯学習活動の促進に役立てている。また、市民からの各種相談に乗れるよう、社会教育主事資格保持者や教員免許保有者等の専門知識を有する職員が窓口だけでなく電話でも随時対応している。

↑生涯学習センター情報提供コーナー

◎平成２６年７月に施設情報紙の名称を「LLL Navi」から「まろにえホール通信」に変更し、紙面も一新したことで、より分かりやすい情報を市民に届けることができた。

◎生涯学習センターで実施する自主事業については、広報、市ホームページだけでなく、生涯学習センターのホームページへの掲載、施設内や駅等へのチラシ設置とポスター掲示、プレスリリース等、あらゆる手段を利用して啓発を行っている。

◎平成２６年度から、生涯学習事業を一括掲載した「生涯学習関連事業日程」を市ホームページに掲載することにより、市民に最新の情報を提供できるようになった。

◎市民の文化・体育・学習活動の生涯学習の充実を図るため、昭和５７年から継続して発行している「社会教育のあらまし」を平成２６年度にも発行した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎市民の生涯学習活動の拠点でもある生涯学習センターを十分活用し、生涯学習関連情報の収集・提供、相談機会の提供を充実させている。

◎生涯学習センターについては情報提供コーナーの見直し、サークルガイドの内容の充実、サークルの講師の情報提供、サークル見学会の実施、施設情報紙「まろにえホール通信」の内容の改善等、さらなる生涯学習活動の充実の推進を図っていく。

◎平成２７年度から、ＣＭＳを使用して市ホームページに掲載するページについては各部署で作成できることになったこともあり、市民へ最新の情報をさらに分かりやすく情報提供できるよう充実を図っていく。

◎生涯学習事業を一括掲載した年間カレンダー「生涯学習関連事業日程」については、今後も継続して発行し、フェイスブックやツイッター等も活用しながら、市民へ最新の情報を提供できるよう、さらなる充実を図っていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 （1）生涯学習活動の充実　（ｂ）地域教育力の再構築と地域課題の解決	生涯学習課

２　事業計画の内容

42学びの成果を地域活動に生かせる仕組みや地域課題を、または市と協働して解決するための取り組みとして、平成２６年度は市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

↑市民大学中期コースの様子

◎１５回目の開催を迎えた平成２６年度の市民大学中コースについては、平成２６年度の受講生が前年度より１０人多い４１人と受講生の人数も増加し、以前に受講したことのある市民だけでなく、新規で受講する市民も増加した。講座内容については、環境問題等の広域的な課題だけでなく、市の財政や防災、高齢者問題など、市の職員や市内の施設等のセンター長に講義をしてもらい、地域の現状や課題を学ぶ内容を盛り込んだ。また、講師についても市民の持つ知識や経験、専門性を地域に広めてもらうため幾つかの講座では市内在住の大学教授やジャーナリストに講師を務めてもらった。

◎市民大学中期コースの一つとして、市民大学中期コースの受講生有志で結成された「防災まちづくりの会・東久留米」が「防災まちづくり学校」を主宰し、講座を実施している。「防災まちづくりの会・東久留米」の、地域における防火防災に関する優良な取り組みが評価され、東京消防庁より「第１１回地域の防火防災功労賞・優秀賞」を受賞した。

◎「防災まちづくりの会・東久留米」だけでなく、受講生が市民大学修了後に自主的な活動を行っている例としては、古文書解読を行っている「古文書学習会」や趣味のサークルの立ち上げなどがあり、市民大学の受講を通して、学びの成果を地域課題の解決に生かしたり、市と協働して事業を行ったりという例がある。また、元受講生が運営委員となることもあり、企画・運営をする立場で市民大学に参加している。

◎平成２６年度から、市民大学中期コースを企画・運営している「市民大学運営委員会」の委員に、地域の課題を把握している青少年健全育成協議会委員や民生・児童委員が加わったことにより、講座を企画する上で新たな視点が生まれた。

◎市内に住む市民大学短期コースは、講師と受講生が協力して講座を運営し、市民の出会い、学び合い、支え合い、交流の場となることを目指している。講師も、さまざまな知識や技術を持っている市民が務めるなど、市民による、市民のための講座となっている。平成２６年度については、新規の講師の申込みが増えたこともあり、よりバラエティー豊かな講座内容となった。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎中期コースは市民自らが企画・運営をし、地域の活動や課題を学ぶ場を継続して提供している。新規の受講生も増加し、講師についても市内の方が務めるなど、内容も充実している。「防災まちづくり学校」では市民大学受講生の有志が会を立ち上げ、地域の課題である防災について市民に知識や経験を伝えていくべく、講座を開催している。また、短期コースでは講師と受講生が協力して講座を開講し、市民の持つさまざまな知識や技術を市民に伝えている。

◎市民大学中期コース、短期コースで学んだ成果を地域活動に生かしたり、地域の課題解決のために市と協働する仕組みを整え、受講生による自立した地域活動が市民大学から生まれるよう、引き続き支援していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ａ）資料・情報提供の充実と学習支援	図書館

２　事業計画の内容

㊸生活や仕事上の課題解決、学習、読書に役立つ図書館サービスの周知に努め、市民の利用を促進し、登録率（２５年度１９％）の向上を目指します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎平成２６年度の利用実績

利用登録者数　２４，８９１人

（市民１９，７０３人、市民登録率１６．９％）

ハンディキャップサービス登録者数　３４人

貸出点数　９１７，８１２点（２５年度８８０，７６５点）

［うち児童図書 240,515 点（25 年度 227,170 点）］

［うち録音図書　　942 点（25 年度　1,045 点）］

↑中央図書館の「就職・仕事支援コーナー」の情報提供ネット

◎多摩六都図書館広域利用実績

東久留米市民の圏域４市の図書館の利用数

登録者　　５，２２４人

貸出点数　１７０，１８５点

４市の市民の東久留米市立図書館の利用数

登録者　　３，４１１人

貸出点数　１８１，９０７点

多摩六都の市民は圏域のいずれの図書館も利用できる。

共通の利用案内を発行して利用の促進を図った。

◎登録率は増加しなかったが、図書館を利用したことのない市民への働きかけを強化した。貸出点数は増加しており、既利用者のリピート率が増加したと考えられる。

◎中央図書館では「就職・仕事　支援コーナー」を常設し、就活・転職、仕事術、職業案内などの図書資料を分かりやすく配置し、各種就業情報を掲示用ネットに配置し、図書だけによらない情報も提供している。

◎日本語教室に参加する外国人への図書館体験ツアーの実施を行うなど、図書館を利用しにくい市民向けの新規事業を行った。また、自動化により利便性が向上する反面、予約や検索機能などを利用しにくい方もあり、そのために講座の実施や図書館案内の作成などを行い、図書館利用の拡大を図った。

◎ハンディキャップサービスは対面朗読などが増加傾向にあり、市広報など市政情報の音声化も含め、引き続き音訳ボランティアの育成を行っている。

◎新たな利用者を開拓するため、JCOM など地域情報番組での発信、各紙新聞社へのアピールなどに取り組み、事業参加や図書館認知度の向上が図られた。

◎利用者懇談会の開催や全館で利用者満足度調査を行い、利用者の意見や要望を図書館事業に反映させている。

《表12　利用者満足度調査（満足している人の割合）結果》

項　目	中央図書館	地区館
調べものの相談・資料案内	98%	96%
開館時間	98%	99%
所蔵資料に対する満足度	66%	62%

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎低学年で身に付いた読書習慣は生涯の読書体験の基礎となるものであり、平成２７年度は低年齢層の登録率の向上に重点を置き、市立小学校の２～３年生の図書館訪問と利用カードの作成（登録）を目指していく。 ◎法律情報、健康・医療、介護や社会制度に関する資料・情報の提供や調べ方講座の実施など、引き続き市民の課題解決を支援する事業を行う。 ◎図書館ホームページからの仮登録や予約などの図書館利用の利便性の向上、祝日開館、夜間開館、学習室の設置など、市民が利用しやすい図書館サービスの向上を図っているが認知度は低い。今後、はより一層のＰＲを行う。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ａ）資料・情報提供の充実と学習支援	図書館

２　事業計画の内容

㊹分野別の選定会などで幅広い選書を行い、新たに１６，０００冊以上の図書を受け入れ、各図書館で市民ニーズにこたえる資料提供を行います。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎平成２６年度実績

図書受入点数：１５，９２０冊（一般書 11,668 冊、児童書 4,252 冊）
蔵書数：４５７，１３２冊（平成 25 年度実績 449,325 冊、7,807 冊増）

◎中央図書館では、平成２５年度から、通常の選定会議のほか各部門別に選定会議を行い、専門的な資料を含めて多角的な選書を行っている。この部門別選定会議の実施により中央図書館の拠点館としての資料充実を図っている。

◎地区館(滝山図書館・ひばりが丘図書館・東部図書館)は、地域に根差した資料選定を行い、地区館ごとに特色ある蔵書構成を目指している。利用頻度の高い資料の収集や新刊図書の交換展示を行うなどの成果で、貸出冊数が増加した。最終的な選書は中央図書館が行っている。

◎児童図書の選書は、評価の定まった図書を図書館の基本図書としている。子ども読書活動において、子どもの成長に寄与する良質な本の紹介は図書館司書の役割であり、専門性が求められる。地区館の選書力の向上と児童図書の収集基準の共有化のため、合同で選書を行った。

◎東久留米市男女平等センター所蔵の図書（約１，０２５冊）を図書館データベースへの登録を行い、公開する準備を整えた。資料の有効活用と利用者への情報提供が向上した。

《表13　貸出総数及び市民一人当たりの利用点数》

	貸出総点数	人　口	市民一人当たりの利用点数
平成 25 年度（全館）	880,765	116,417	7.6
平成 26 年度（全館）	917,812	116,494	7.9

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎選書は、図書館運営の要であり、市民ニーズをとらえて公立図書館として市民の付託を担うべき業務であり、充分に経験のある司書が慎重に社会情勢等を見極めながら今後も計画的に行う。

◎拠点館としての中央図書館はより専門的で多岐にわたる資料の選定を行い、地区館は利用度の高い資料に重点を置いた選書を行うことにより、図書館全体で平成２６年度は貸出総数が増えた。今後も市民ニーズをとらえた魅力ある蔵書構成を図り図書館利用を促進する。

◎今後の課題としてより広く市民ニーズを捉えるため、図書館協議会委員をはじめ市民が参加する選書の機会を検討し、蔵書の幅を広げ、より一層、市民の声を反映した選書を行いたい。

◎市民への情報提供の要としての図書館の役割を果すため、男女平等センターに続いて、市政情報コーナーの資料のデータベース化を検討していく。

◎収容冊数に限りがあることを踏まえ、電子媒体での情報提供等も研究していく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ａ）資料・情報提供の充実と学習支援	図書館

２　事業計画の内容
㊺商用データベースや国立国会図書館デジタル送信サービスの提供を開始し、レファレンスサービスを充実します。

３　実績《取組状況の評価：前進》
◎平成２６年度のレファレンス件数は中央館１，５１４件、滝山８１９件、ひばり５４０件、東部３５８件である。 ◎中央図書館の専門性の向上を図り、レファレンスサービスのＰＲ、窓口での案内により、レファレンス件数が増加、市民の課題解決や調査研究に役立つことができた。 ◎多様化し、専門的な市民ニーズに対応するため、中央図書館では２階参考図書室にデータベース閲覧席を設置した。閲覧できる商用データベースは聞蔵Ⅱ、官報情報検索サービス、Ｄ－１Ｌａｗの閲覧と複写ができる。インターネット利用端末の利用者も多い。 ◎新たに、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを実施した。国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、約１３１万点の図書・古典籍・雑誌・博士論文が閲覧できる。「国立国会図書館デジタルコレクション」から表示された本文の画像を読むことができ、複写できる。相互貸借せずに貴重な資料を閲覧できるなど、資料提供とレファレンスの向上が図られ評価できる。多摩地域では、実施館がまだ少なく有効なサービスであるが市民の認知度が低く、利用の促進を行いたい。 ◎国立国会図書館が運用しているレファレンス協同データベース（全国の公共図書館、学校図書館、専門図書館などが加入）に事例の登録を行い、一部公開を行った。東久留米市に関する質問や多くの図書館が参照できる事例もあり、今後も遡及入力を行い、自館のレファレンスツールとしても活用し職員のスキルアップも併せて行う。 ◎発行している調べ方案内（健康・医療情報や東久留米市関係資料）の改定を行った。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎レファレンスサービスとは、市民が調査・研究のため必要な情報や資料等調査を図書館員がサポートするサービスであるが、介護の制度や病気の治療法などの身近な課題解決から地域の歴史や学術研究など、情報化が進み多くの情報が流通する中で、的確な情報提供が求められる。市民の生涯学習及び課題解決支援のため、レファレンスサービスの一層の充実を目指す。 ◎都立図書館、国立国会図書館、大学図書館や専門機関等との連携を図りながら、市民の課題解決を今後も継続してサポートする。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ｂ）歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存	図書館

２　事業計画の内容
㊻東久留米市に関する資料の収集と保存を継続し、東久留米にゆかりのある作家の作品や市内散策・郷土史探訪に役立つ資料等を作成し、展示します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎平成２６年度の活動実績 地域資料の受入冊数　５４７冊 地域資料展の実施　１回 地域資料案内の発行・調べ方案内１回発行、企画展示ごとに資料を発行している。 ◎中央図書館では、東久留米市に関する地域資料（市の行政資料、地域の活動の記録や発行物、東久留米の町の歴史に関する資料等）を図書館開館以来収集し保存している。市役所内の巡回や地域の催しや活動での資料収集を継続して行い、地域との連携を進めた。 ◎企画展示「はっけん東久留米」所蔵資料を計画的に展示し、市民の郷土意識を高める取り組みを実施した。なお、展示ごとに資料を作成して館内配布し、図書館の資料としても保存している。市内在住であった古田足日作品を含む「舞台となった東久留米」や「東久留米と戦争」は新聞等でも取り上げられ、高い評価を受けた。また、「顧想園」展示では、文化財担当や市民団体との連携が図られた。企画のテーマは、４月～６月が「舞台となった東久留米」、７月～９月が「東久留米と戦争」、９月～１１月が「柳窪を歩こう」、９月が「顧想園写真展」、１月～２月が「思い出の学校」、３月以降が「東久留米駅いま昔」である。司書や市民ボランティアによるギャラリートークを実施し、市民の関心が高まった。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎今後も地域資料を収集し整備する。将来にわたり市の歴史として保存して、市民の生活、市内外の調査研究や市史編纂に生かす。 ◎地域資料展や計画的な展示を通して新たな資料の掘り起しや作成を行い、資料を充実させる。市民との協働も強化する。 ◎郷土資料のデジタル化を研究し、図書館ホームページによる情報発信等を検討する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ｂ）歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存	図書館

２　事業計画の内容

㊼昭和時代の町の歴史を語る事業を開始し、地域に関する市民の関心にこたえ、郷土意識を高める事業を行います。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎市制施行と『東久留米市史』の発刊から、間もなく半世紀を迎えようとしている。図書館では、東久留米市の現代史や市民の記録として、市民が語るオーラル・ヒストリー事業を計画し、その先駆けとして平成２７年１月１７日（土)、「第１回　語ろう！東久留米」を開催した。

内容は、昭和３０年代の子どもの視点から、５０年前の東久留米の学校と子どもたちの生活について、二人の講師（野崎重弥氏と小山満氏）に語っていただいた。当時の映像紹介から始まり、５０年前の東久留米の子どもたちの生活が生き生きと語られ、町の変遷の様子と合わせて大変好評な講演会となった（参加者数４８人)。

↑「第1回　語ろう！東久留米」から

４　教育委員会の評価《今後の方向：拡充》

◎平成２７年度から、地域資料サービスの重点課題としてオーラル・ヒストリー（東久留米についてテーマごとに市民から収録した音源を活字化）を集め、東久留米の町の伝統と文化を次の世代に継承する事業を開始する。開館以来、中央図書館では積極的に東久留米に関する地域資料を収集・保存している。所蔵冊数は８，０００冊を超える。その地域資料群を基盤として、市民が語るオーラル・ヒストリーを今後も多年度にわたり計画的に実施し、市民の郷土意識を高める取組を継続する。

◎新たな地域資料として、音源や手記、記録等を保存し、市民からの資料収集も拡大する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ｃ）子ども読書活動の推進	図書館

２　事業計画の内容
㊽第二次子ども読書活動推進計画に基づき、新たに乳幼児向けの図書リストを作成し、家庭や幼稚園・保育所での読書活動を促進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

↑　乳幼児向け図書リスト「えほんだいすき」

◎平成２６年度子ども読書活動事業実績

子ども向け行事延べ参加者数　６，４６０人
ブックスタート実施者数　９０８人

◎各図書館とも開館以来、ボランティアと協働で数々の子ども向け行事を実施している。「よもう！あそぼう！かがくの本」や「絵本展」などの定着した行事のほかにも、図書館の裏側を体験する「図書館ワールドを体験」や「ぬいぐるみのおとまり会」など、新たな取り組みも好評である。

◎平成２６年度は「第二次子ども読書活動推進計画」の１年目に当たり、乳幼児向け図書リスト「えほんだいすき」を作成した。リストに取り上げた絵本を長く保育所・幼稚園に長期貸出できるよう、準備を整えた。

◎地域社会全体での子育てを目指し、子ども読書に係るボランティアの状況を把握し市内のボンティア団体 MAP を作成した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」の柱の一つである幼児期の読書の普及と保護者や保育者への啓発を、新規事業を加えながら前進させる。２６年度に作成した「えほんだいすき」に沿って市内各保育園・幼稚園で楽しい読書体験ができるプログラムを用意し、図書館司書が各園を訪問する。

◎保育が母親だけのものにならないよう、子育て世代の父親に家庭で読み聞かせを軸とした親子の触れ合いを啓発する「パパ読」を企画する。中央児童館と協力して、子育て世代の父親への読み聞かせ体験を推進していく。

◎ボランティア MAP を充実し、ボランティア団体の連携の要となるよう努める。計画にある「子ども読書応援団」の準備につなげていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (2)図書館事業の充実　（ｃ）子ども読書活動の推進	図書館

２　事業計画の内容

49学校、指導室と連携して、全中学校訪問を行い、小・中学校の学習と読書活動支援、学校図書館整備を推進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎平成２６年度学校支援活動実績

団体貸出利用校　１６校８１学級
団体貸出冊数　　５，０９４冊
学校図書館支援回数　９校・１４回

◎小学校への学校司書の配置が進んでいるが、未配置小学校には主任学校司書と協力して学校図書館の整備を助言した。各小学校からの要望で、学校図書館ボランティアへの読み聞かせ研修や本のカバーかけの研修などを行った。

↑図書委員に本のカバーのかけ方を指導する図書館司書(南中学校)

◎図書館の寄贈図書のうち図書館では受け入れなかったが、小・中学校の学校図書館で有効活用できると判断した資料を、各学校図書館へ送付、活用を図った。

◎中学校は学校司書が未配置のため、図書館の司書が全中学校（７校）の学校図書館を訪問した。選書について、古くなった資料の廃棄について、学校図書館のレイアウトについてなどを助言した。また、各中学の要望に応じ廃棄図書の引き抜きや図書館整備、図書委員会生徒への指導などに再度訪問し助言をした（５校)。

◎学校図書館運営連絡協議会に参画し、「学校図書館運営指針」の改定を行った。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎図書館や学校図書館を活用し、読書と調べ学習を発展させるために、新たな事業を計画し学校と連携して実施する。

◎学校図書館整備計画によって、学校・教育委員会・図書館が一丸となって子どもの読書と学力向上に取り組む体制を維持し発展させていく。学校司書が全校配置となり学校図書館の充実が図られるが、学校・指導室に協力して学校の読書活動や学習を支援する。

◎学習の基礎となる読書力の向上や心を育てる読書体験をすべての子どもが行えるよう、学校と連携して、小学校低学年での図書館利用を促進する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (3) 文化財の保護と活用の推進　（ａ）文化財の調査と保護の推進	生涯学習課

２　事業計画の内容

50文化財の保護に当たっては、市民や宅地開発事業者の責務は明確化されています。平成２６年度も啓発に努め、文化財保護行政の充実を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎戦争関係遺跡２件の旧跡指定、市所蔵文化財等の調査と記録の作成、明治から昭和初期の行政文書の整理調査、市民との協働事業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は８，０８３件で、指定及び登録文化財は東京都指定３件、市指定６６件、国登録７件である。なお、市内文化財で特に重要なもののうち、「村野家住宅（主屋や離れ等７件)」が市内唯一の国登録有形文化財となっている。

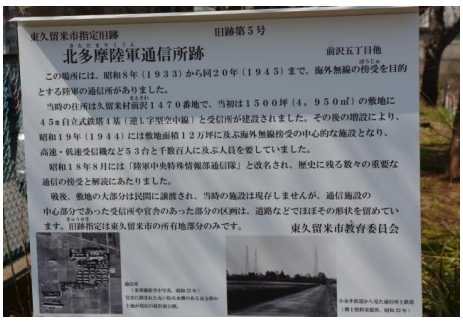

旧跡説明板

◎文化財保護意識普及のため、公開・企画事業である東京文化財ウイーク、多摩郷土誌フェアに参加し広域広報を実施したほか、新指定旧跡「北多摩陸軍通信所跡」に文化財説明板を設置し（前沢南公園内)、浄牧院内の指定史跡「鈴木家墓所」の経年劣化した説明板の修繕も行った。さらに、文化財防火デーにおいては、南沢氷川神社にて消防団や地域住民との座談会を実施し、神社内にある文化財の説明後、初期消火訓練を行った。

◎出版物では、『ふるさとマップ２００３』（東久留米の文化財）の改訂版及び『くるめの文化財』第２８号（４頁)、『郷土資料室通信』№.２８～３０を刊行した。

◎文化財保管施設については、老朽化した民具保存館の改装工事等を行った。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解し、将来の文化向上・発展の基礎となるものであることから、その適切な保存管理・活用ができている。今後も引き続き、文化財保護審議会を始めとする専門的な関係機関との連携を図りながら文化財の評価・指定、公開・活用に取り組むとともに、市所蔵の膨大な文化財資料の整理に努め、文化財保護意識高揚のための資料をさらに整えていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (3) 文化財の保護と活用の推進　（ａ）文化財の調査と保護の推進	生涯学習課

２　事業計画の内容
⑤遺跡については、平成２６年度も引き続き六仙遺跡など必要個所の調査を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、立会い調査を行った。相談件数は７６２件（２５年度７７８件、２４年度７５０件)、宅地開発に伴う立会い調査１０件を実施した。 ◎平成２２年度に行った自由学園南遺跡第Ⅵ次発掘調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第４１集『自由学園南遺跡Ⅵ』を刊行するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の確認・整理も併せて実施した。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎埋蔵文化財の試掘調査や立会い調査、保護調整の実施などは、貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年開発事業者等の理解を得るなどして目的の遂行が実施できている。埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であるため、地域の状況の適切な把握が重要であるが、的確な把握は容易ではない。そのため、引き続き開発事業者等関係者に対して保護の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めていく。 ◎埋蔵文化財調査報告書の刊行は貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年関係団体などの理解・協力を得て、目的の遂行ができている。 ◎埋蔵文化財の保護は、発掘調査成果の公開や文化財保護施策の広報活動に積極的に取り組むことにより、広く市民の理解を得られやすい。今後も引き続き関係資料は常に最新の状況を表示することに努めるとともに、記録・保存については情報のデータベース化など、機能的な方法の工夫に取り組んでいく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (3) 文化財の保護と活用の推進（ｂ）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	生涯学習課

２　事業計画の内容

52現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討し、平成２６年度は子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎郷土資料室で所蔵する昆虫標本約５００箱の活用を図り、夏休み企画事業として、標本寄贈者監修のもとに５０箱の標本展示及び子ども向けの講座「昆虫の生活を学ぼう」を行った（講座は２回で参加者８人、企画展示中の見学者は１０９人）。

◎国の登録有形文化財「村野家住宅」については、東久留米駅ギャラリーを使って写真展示と見学会の広報を行い、さらに中央図書館２階の展示コーナーにおける企画展示に写真・図面等の提供協力を行うなど、従来の広報・ホームページ掲載だけでなく新たな情報発信に努めた。

↑講演会「武蔵野の空襲と戦争遺跡」の様子

◎戦争遺跡２件を市の文化財（旧跡）に指定したことに伴う企画事業として、①郷土資料室における企画展示、②大円寺防空壕の見学会と講演会、③講演会「武蔵野の空襲と戦争遺跡」及び事例報告「東久留米の戦争遺跡」を行った。

（①の見学者は１５５人、②及び③の参加者はそれぞれ５５人と２９人）。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎文化財の保護と活用に関して、企画展・企画事業の開催は成果があった。また、文化財の保護に関する理解・協力を促進するため、文化財を活かした地域づくりを推進できるよう学校教育などを通じた文化財の学習活動に寄与している。

◎文化財の保護と公開・活用については、今後さらに情報発信に努め、拡充を検討する。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (3) 文化財の保護と活用の推進（ｂ）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	生涯学習課

２　事業計画の内容
53郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、平成２６年度は積極的な広報に努めます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎郷土資料室（わくわく健康プラザ内）には歴史展示室、文献資料室、資料整理室などがあり、展示室は年間を通して一般公開している。歴史展示室では、郷土の歴史・生活文化の流れの中から論点を絞ったテーマを選んでいる。利用者数は、見学、資料閲覧、埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2，２５２人（２５年度2，１６２人、２４年度2，４４４人）。利用者数はわずかな伸びだが、見学者は利用者数全体の約５２％を占め、２５年度の３７％を上回り、約３６０人増加している。

◎企画展示として、夏休み期間中に「多摩の昆虫展～身のまわりの昆虫を探そう～」を開催し、郷土資料室所蔵の昆虫標本約５００箱のうち、５０箱を約１週間展示するとともに、期間内に夏休み子ども教室も開催した。また、戦争遺跡２件を市の文化財（旧跡）に指定したことに伴い、企画展示「東久留米にもあった戦争」を約１か月間行い、市内にあった軍事施設、空襲被害などの資料を展示し、１５５人の見学者があった。

◎その他の文化財展示施設として、下里本邑遺跡館の外装工事を行った。

↑多摩の昆虫展の展示

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎子どもたちの長期休業中などにおける学習の場として貴重な施設となっているほか、重要な文化財を集約し古文書・埋蔵文化財出土品等の整理を行うなど、地域学習情報の提供に成果があった。その他、依頼により他の博物館企画展への収蔵品の貸出しを行い、連携や郷土資料室の広報を拡大している。また、文献資料室・資料整理室では、収蔵資料の調査研究等に取り組みながら、歴史学・考古学及び民俗学の調査研究の報告と刊行を実施している。

今後も、展示部門の工夫・研究を行うとともに、市民の学習意欲や郷土意識の高揚に資するよう情報提供に努めていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (3) 文化財の保護と活用の推進（ｂ）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	生涯学習課

２　事業計画の内容
◎無形民俗文化財の継承のためのお囃子や太鼓などの修繕費の補助や支援を、平成２６年度も努めます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎市の無形民俗文化財に指定されているのは南沢獅子舞及び小山囃子、下里囃子、神山囃子、柳窪囃子の５件で、平成２６年度も保護費補助金を各団体に支給したほか、神山囃子の劣化した備品に補助金を支給するなど、伝統芸能の保存と伝承の支援に努めた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
文化財の保護に関する理解・協力を促進するため、記録映像等を活用した無形民俗文化財などの体系的な整理・活用ができている。今後も引き続き、支援を行っていく。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (4)市民スポーツの振興　（ａ）スポーツ事業の充実	生涯学習課

２　事業計画の内容

㊺取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツ種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に平成２６年度も努めます。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎誰もが気軽にできるスポーツとして考案されたニュースポーツの体験の場として、月に一回ニュースポーツデーをスポーツ推進委員の事業としてスポーツセンターにて開催した。参加者数は１，０６３人（２５年度９５６人、２４年度９８５人）だった。新たな取り組みとして、ユニホッケーを新種目として試験的に運用したところ、主に小学生から好評価を得られた。

◎市長会の補助金を利用し、子どもの体力・運動能力向上事業として運動をする機会が少ない子ども、運動が苦手な子どもを対象に、運動に慣れ親しんでもらう運動教室を実施した。３年間の期間限定事業の３年目であり、これまでの集大成として参加者アンケートを基に、対象年齢を低学年にしぼる、参加しやすい種目としてなわとびを追加するなど、事業の内容を変更して実施した。参加者９３３人（２５年度１，０９６人、２４年度７５６人）だった。

◎スポーツ教室事業では、アクアフィットネス教室、和弓教室やアーチェリー教室、クライミング教室、ジョイフルソフトボール教室など６７７人（２５年度８０１人、２４年度８０３人）、スポーツセンター指定管理者自主事業の水泳や太極拳、フラダンスなどの各種レッスン７万４，６４０人（２５年度６万５，５５６人、２４年度６万７，８０５人）などを行った。

◎スポーツ大会事業では、市町村総合体育大会への選手派遣９０人（２５年度は国体開催により未実施、２４年度１２８人）、体育の日のファミリースポーツフェスティバル１，３８６人（２５年度１，９６１人、２４年度１，６６５人）、少年少女駅伝大会５３２人（２５年度５０５人、２４年度５０２人）などに取り組んだ。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎ニュースポーツデーは、これまで好評だったクライミング体験が２６年度で終了することから、２７年度から新種目としてユニホッケーを実施する。２６年度中に試験運用したところ、小学生から好評であり、周知を徹底して参加者の増加につなげたい。

◎子どもの体力・運動能力向上事業については、２７年度も検証期間として延長したため、継続して実施する。ニュースポーツデーや各種教室や大会に繋げ、市民のスポーツ参加率向上を進めたい。

◎誰でもフィットネス等の初心者向け教室の参加者が減少傾向であるが、スポーツセンターの自主事業への参加者が増える等、全体でみると教室事業への参加者が増加しており、継続的なスポーツ実施につながっている。

◎ファミリースポーツフェスティバルが台風により一部イベントが中止となり、参加者が減少した。これまで増加傾向であったため、２７年度は参加者数が回復するよう周知を徹底したい。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (4) 市民スポーツの振興　（ａ）スポーツ事業の充実	生涯学習課

２　事業計画の内容

56スポーツ推進委員に初級障がい者スポーツ指導員養成講座に参加してもらい、障害者スポーツの普及を図るための取り組みを平成２６年度から始め、充実を図ります。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎スポーツ推進委員に初級障がい者スポーツ指導員資格を取得する為、養成講座に参加してもらった。これまで中級の資格を取得している委員が１人であったが、２６年度は新たに初級の資格を４人が取得した。

◎スポーツ推進委員会において新たに障害者スポーツ部会を立ち上げ、障害者スポーツの普及を図るための取り組みを始めた。これまで実施してきたユニカールの出前事業を改変し、マスコットを被せたペットボトルを立てストーンを当てるというルールでぽかぽか春のつどいに参加した。

↑マスコットを被(かぶ)せたペットボトルを使って運動します。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎２７年度も継続して初級障がい者スポーツ指導員資格の取得をスポーツ推進委員にお願いする。委員の中にこの資格が浸透し希望者が増加傾向であるため、引き続き周知に努め、希望者が養成講座に参加できるように手配したい。

◎ユニカールの出前事業では、的に当てるという単純なルールを試験的に導入することにより、障害を持っている方でも手軽に楽しめるとの評価を得た。今後も研究を進め、より幅広い方に楽しんでいただける事業を提供していきたい。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (4)市民スポーツの振興　（ｂ）スポーツ環境の整備	生涯学習課

２　事業計画の内容

57指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かした施設の長寿命化を平成２６年度も促進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》

◎スポーツセンターは１８年度に指定管理者制度を導入し、２３年度から２期目の指定期間（５年間）が１期目と同じ指定管理者によって行われている。

◎指定管理者制度により、開館時間の延長（平日について、閉館午後９時３０分を午後１１時に変更)、休館日の減少（毎月２回を年中無休に変更)、夏休み期間１カ月間の早朝開館（午前６時開館)、送迎用マイクロバスの新規運行、適正な施設・設備の維持管理、スタジオレッスン等自主事業の大幅な充実が図られている。

◎利用者数は４５万６，１５２人（２５年度４１万７，９４４人、２４年度４４万５，６６３人）と、国体による閉鎖期間があった２５年度を除き増加傾向が続いている。

《表14　市スポーツセンターの利用者数の推移》

年　度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
利用者数	26万4,935人	30万7,578人	34 万823人	36万2,521人	37 万2,559人
備　考	直営最終年度	指管管理者制度 導入(1期目)			

年　度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	36万9,598人	37万3,392人	44万5,663人	41万7,944人	45万6,152人
備　考	東日本大震災による 営業時間短縮	指定管理者制度 (2期目開始)		国体開催による 貸切使用あり	

◎ネーミングライツを導入し、指定管理者の構成団体である（株）東京ドームが命名権を購入、東京ドームスポーツセンター東久留米という愛称がつけられた。

◎開館から１５年目を迎え、施設の老朽化が進んでいる。中でも、プールは年中無休である影響が大きく、点検時にろ過施設の故障が見つかるなど緊急対応が必要になるケースがあった。

◎２６年６月に公共施設使用料の改定が実施され、市民への周知、利用状況把握への協力など、他の自治体での経験が対応に生かされた。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》

◎指定管理者の実施するスタジオプログラム等の自主事業が参加者・事業収入ともに増加傾向であり、市民ニーズを踏まえた事業の充実が図られている。

◎プールろ過装置の緊急修繕は２７年度に実施予定であった工事であり、近いうちに実施すべき工事と認識している内容であった。そのため対応がスムーズに進み、施設の閉鎖を伴う状態への悪化を防ぐことができた。しかし、想定より早い時期の故障であったので、年中無休であることの負担の大きさを鑑み、指定管理者と協力し効果的な修繕計画を立てる必要がある。

１　対象施策名	《統括課／関連課》
４ 生涯学習社会の構築 (4)市民スポーツの振興　（ｂ）スポーツ環境の整備	生涯学習課

２　事業計画の内容
㊽スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、平成２６年度も連携を促進します。

３　実績《取組状況の評価：進行中》
◎スポーツ推進委員会では毎月定例会議を開催し、情報の共有化や協議を行い、常任委員会を２回、各種専門部会を合計19回開催し事業促進を図った。 ◎スポーツ推進委員会の実施事業参加者数は、ニュースポーツデー１，０６３人（２５年度９５６人、２４年度９８５人)、ジョイフルファミリーウォーキング１６人（２５年度１３人、２４年度１７人)、市民体力テスト９人（２５年度１７人、２４年度１３人)、つな引き大会２１９人（２５年度降雪による中止、２４年度３９２人）だった。 ◎スポーツ推進委員会創立５０周年(平成２３年度までは体育指導員)を迎え、記念誌としてＬＥＡＤ５０を発行した。 ◎各種研修に延べ２８人のスポーツ推進委員が参加した。特に、障がい者スポーツ指導員の資格を取得する講座への参加が増え、これまで有資格者の委員が１名であったが新たに４人の委員が資格を取得した。 ◎体育協会では各種スポーツ大会への選手派遣、学校活動への指導者派遣２種目（剣道７２回、卓球１５回)、国体等ジュニア育成などに取り組んだ。 ◎体育協会に対し、スポーツ振興事業及び屋外スポーツ施設管理業務の委託１，７９２万円（２５年度１，６３０万円、２４年度１，５００万円)、活動費の補助１５０万円（２５年度・２４年度のいずれも１５０万円）を行った（いずれも予算額)。

４　教育委員会の評価《今後の方向：継続》
◎スポーツ推進委員会では基幹会議が活発に開催され、安定した運営に繋がっている。 ◎ニュースポーツデーでは、新種目であるユニホッケーの試験運用を始めた。スポーツ推進委員会の自主研修にて講師として日本フロアボール連盟の指導・普及委員会委員長を招き、競技への理解を深め、２７年度の正式運用へとつながった。これは、ニュースポーツ部会、研修部会、単独ではなく、委員全員連携し一丸となって市のスポーツ振興に取り組む姿勢が表れたものである。 ◎体育協会に委託しているスポーツ事業では、「ファミリースポーツフェスティバル」をはじめ、参加者の多いイベントでも体育協会事務局が各加盟団体と連携して安定した運営がなされている。 ◎屋外体育施設の管理を体育協会に委託しているが、公共施設使用料の改定に伴う無料施設の有料化や、上の原テニスコートの新規オープンにも対応し、安定した施設維持管理が提供されている。

５　平成２６年度事業計画の点検及び評価に関する説明会の開催及び有識者からの意見

○「平成２７年度（平成２６年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の策定に当たっては昨年度の有識者の指摘を受け、評価形式の見直しを行ってきた。

○有識者への説明会及び視察を２６年度も行った。

説明会及び視察の開催日時

平成２７年６月２４日（水）午後１時～５時

視　察

市立本村小学校の授業を視察し、その後、校長から学校の現状等についての説明を受けた。

※事務局からは指導室長が参加した。

説明会

視察後、市役所の会議室において、平成２６年度に市教育委員会が行った施策の事業内容と、それについての「内部評価」及び「今後の方向」についての説明を行った。教育長の挨拶後、教育総務課長から昨年度と大きく変更した点について、続いて、所管課長から主な変更点等について説明を行った。その後、質疑を受け、改めて補足説明を行った。

◎出席者

《有識者》

◆元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（ＮＰＯ）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市次世代育成支援対策地域協議会会長、人権尊重教育の推進に係る検討委員会委員長、市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員などを務める宮下英雄氏

◆国立教育政策研究所名誉所員で首都大学東京客員教授、公益財団法人教科書研究センター特別研究員、国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、日本生物教育学会副会長、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員などを務める鳩貝太郎氏

《事務局》

教育長、教育部長、指導室長、教育総務課長、学務課長、統括指導主事、生涯学習課長、図書館長

元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（ＮＰＯ）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市次世代育成支援対策地域協議会会長、人権尊重教育の推進に係る検討委員会委員長、市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員

宮下　英雄

Ⅰ　点検・評価の基本となる観点からの意見

（1）平成２６年１０月、「東久留米市教育振興基本計画」に基づき、単年度の事業計画を策定し、その取り組みの進捗状況を当初の目的と比較して成果を図るために、点検及び評価を行い、取り組みの状況、課題等を明らかにする。その結果を報告書にまとめ市議会に提出、さらに、市民に公表し、教育行政のより一層の推進を図る。このことは、市民への説明責任を果たすために、権限に属する事務の管理及び執行の状況を「透明性の確保」という観点から分かりやすく説明する責務を有する。同様に、評価者は、市民の代表者としての自覚を持って、専門的な視点から執行状況資料を分析するとともに教育委員会からの説明、学校訪問等の機会を得て、多様な側面から実感を伴った判断と評価をすることが必要と考える。

（2）本年度も上記の趣旨が理解され、教育委員会の担当所管による施策の「取組内容」と「評価及び今後の方向について」の説明の機会が設定された。同時に、学校訪問、授業参観、校長による学校教育の現状等についての説明と意見交換等が行われた。「透明性の確保」という視点から相互理解が得られる前向きな取り組みが行われている。

（3）「施策の取組状況」については、担当所管ごとに「文章による記述」と「前進、進行中、停滞」の３段階による評価、さらに、「今後の方向」に対して状況判断を「拡充、継続、改善、縮小」の４段階の方向性を示し、今後の教育行政へのあり方を探る指標を提示している。取組状況を評価するにあたっては、その判断基準となる質的な判断根拠と量的な判断根拠が存在する。評価規準と評価基準を具体的に表示できるようにすることが検討課題と考えられる。特に、今年度から単年度の事業計画を策定しての点検評価であり、前年度の３段階、４段階での評価は、当初の目的と比較して成果を図る基盤となり得るのか否やかの検討が必要と考えられる。

（4）報告書の体裁においても、「見える化」する方向に変貌してきた。随所に映像を伴った説明、グラフ、図、表などを駆使した状況判断資料が掲載されている。特に、データを明確にした取り組みの内容は解釈がしやすく、信頼性を高めている。表の理解、解釈は、市民の啓発を促す数値としても効果的と考える。このことは、具体的に説明責任に応えようとする市民サイドに立った報告書の作成として評価される。引き続き「見える化」の手法を駆使していただきたい。

（5）今年度の報告書には、幾つかの特色がある。それは時代の推移に伴う法律の改正による多様な制度改革が背景にあると考えられる。一つは、教育基本法の改正に伴う教育振興基本計画の策定であり、新しい時代にふさわしく再構築することが求められたことである。二つには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、すべての地方公共団体に総合教育会議の設置、教育に関する「大綱」を首長が策定、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化にある。

本市は、２７年５月「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を作成、次代を担う子どもたちを心身ともにたくましく知性豊かに育てるとともに、市民が生涯にわたって学び続けられる社会を構築するために、この大綱に基づき、積極的に教育行政を推進することを打ち出した。首長との協議の場が正式に設置されたことで、子どもの育成を地域で支える施策などについて大いに連携強化できることが期待できる。東久留米市は、既にその実現に向けた総合教育会議の開催、大綱の策定、教育振興基本計画が策定され、積極的に前進が行われていることを高く評価したい。市長をはじめ、教育長、教育委員、事務局、関係各位に敬意を払うとともに健全な体制に感謝を申し上げる。

Ⅱ　教育振興計画の「四つの柱」と事業内容についての意見

（1）人権尊重と健やかな心と体の育成

教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。この人権感覚、意識の高揚は、すぐに定着するものではない。また、何回すれば定着するというものでもない。人権感覚、人権意識を高める研修会を管理職、初任者等の職層に応じて意図的、計画的に実施していることは、教育に従事する関係者の人間性にかかわる根本的な資質・能力の形成につながる。施策の継続、拡大をさらに期待する。特に、いじめにかかわる指導については、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の策定、全校に「学校いじめ対策委員会」の設置など前向きな取り組みが行われている。しかし、多様な類似した組織の設置が存在する。その連携による情報交換、対策が必要である。一つの組織で見抜けなかったが他の組織で把握しているが、報告のみでは何ら解決策を施しえない。尊い命が奪われるたびに、謝罪や追跡調査を行うようであってはならない。専門家として配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室などは常に連携を取り合い、学校との対策を講じることを願う。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした勇気ある指導を期待する。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。オリンピック、パラリンピックについては全校が教育推進校であるよう拡充を切に願う。

（2）確かな学力の育成

「確かな学力」とは、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力を称している。学校教育法第３０条第２項に学力を構成する要素が明確にされた。知識及び技能という量的な側面と思考力、判断力、表現力等の能力や主体的に学ぶ態度という質的な側面を有している。学力を身に付けるためには、まず子どもに習得させる知識や技能の量的な側面の明確化を図ること、その上で習得・活用・探究させるための質的な側面を図る手立てが必要である。確かな学力は、確かな学びから育成される。そのためには、子どもが目的意識を持って、主体的、意欲的に取り組むようにすること。学習の導入場面で、明確な問題意識を持たせることがポイントとなる。また、学習の終末において学習を振り返り、学習成果を自己評価できること。何ができるようになったのか、何が分かるようになったのかを、子ども自身が意識させるようにすることが大切である。そのためには、授業改善を推進することが極めて重要である。「前進、継続、拡充」の評価がなされているが、授業分析を通して授業の質を高めていく改善が必要と考えられる。子供土曜塾、放課後子供教室は、全校的に拡充の検討が必要である。

（3）信頼される教育の確立

学校教育の基盤をなす基本施策、具体的施策、多様な事業内容であり、市民の期待に応える要素を十分に内在している柱である。教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりへの施策であり、校長のリーダーシップ、教員の資質と指導力、特別支援教育、教育環境の整備・充実、いじめ防止等々を含めた多岐にわたる事業の評価である。評価は継続が多いが、学力向上に関連する事業については、拡充が必要と考えられる。特に、校長の学校経営方針に基づく、学校経営において、校長の職務を常に法的に意識して経営に取り組むことを忘れてはならない。中でも教育課程の管理は、校長の職務の中でも位置付けは大きい。管理職に求められている教育課程の管理で重要視しなければならない事項は二つある。一つは、日々の教育活動が学校の教育目標や学校経営方針に即して進められているという目標の管理である。もう一つは、日々の教育活動が適切に実施されているか、また、それらを支える指導組織、教材整備が効果的に進められているかという進行の管理である。この二つの事項をもとに教育活動を観察することにより、教職員の管理、学校施設の管理、学校事務の管理が把握できる。学習指導、生活指導の現状を観察することにより、いじめ防止への早期対策が可能となる。

（4）生涯学習社会の構築

生涯学習センターを生涯学習の拠点として、地域の教育力の再構築を目指し、学習の成果を地域活動に生かすことができるように、さまざまな事業が展開されている。特に、文化財の保護と活用の推進にあたっては、市民の学習意欲や郷土意識の高揚に向けての情報発信施策が評価される。さらなる拡充を期待したい。

また、図書館事業においても歴史的な行財政資料・地域資料の保存が行われ、市内散策・郷土史探訪への意識の高揚に役立てている。オーラルヒストリー事業、子ども向けの数々の事業については、継続・

拡充が行われるよう大いに期待する。スポーツ事業の充実、環境の整備については、市民スポーツ振興が高まる時期にある。さらなる拡充を期待したい。

以上

国立教育政策研究所名誉所員で首都大学東京客員教授、公益財団法人教科書研究センター特別研究員、国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、日本生物教育学会副会長、市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会委員
鳩貝 太郎

平成２６年度分の「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」（以下、報告書とする）について点検・評価したので報告する。

点検及び評価の実施方法として、単年度の事業計画に示した取り組みの進捗状況を当初の目的と比較して成果を点検、評価することは、単年度の状況が把握しやすくなり適切である。
また、「評価」は、取り組み状況に対してどの程度目標に達したかを３段階で評価し、「今後の方向」については記述及び４段階の方向性で示すようにしたことは、市民にわかり易いものとなっている。

平成２６年８月に策定した「東久留米市教育振興基本計画」に基づき、平成２６年度の事業内容と教育振興基本計画の中での位置づけを整理した表は、教育振興基本計画の四つの柱と各事業計画の位置づけが整理され、分かりやすく構成されている。
評価対象施策ごとの点検評価表の実績は表で整理したり、数値を示したりし、分かりやすくする工夫が見られる。
これからも数値で示せるものについてはできるだけ数値を示して、市民にとって見やすく分かりやすい評価になるように心掛けていただきたい。

本年も報告書ついての説明会を開催していただき、各担当者との質疑の機会を持つことができたため、報告書の内容をより深く理解できた。

平成２６年度主要施策の点検及び評価について、教育振興基本計画の四つの柱に沿って気付いたことなどを列記する。

１　人権尊重と健やかな心と体の育成

いじめ防止対策推進条例を制定するとともに、いじめ防止対策推進基本方針も決定し、４月１日から施行したことにより、全小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」が策定され、「学校いじめ防止委員会」が設置されたことは大きな前進であり、今後の方向として「拡充」と示されているように一層拡充されることを期待したい。
また、各学校での「学校いじめ防止委員会」と「スクールカウンセラー」の連携を「拡充」するように取り組みを推進していただきたい。なお、いじめ防止に向けての全校的な「報告」「連絡」「相談」のできる体制づくりに十分な配慮をお願いしたい。
オリンピック・パラリンピック教育は「拡充」となっているが、学校ごとの全校的な取り組みを進めるとともに、市民の協力を得て、より充実した教育プログラムの作成と実践を進めていただきたい。

２　確かな学力の育成

確かな学力については、学校教育法第３０条第２項に「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な学力及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いな

ければならない」と規定されていることを踏まえて、各施策が「継続」または「拡充」することで今後の方向が示されており、益々充実することが期待できる。

学校司書を配置して言語活動、読書活動を推進してきたが、今後の方向として「拡充」とされており、益々充実することが期待できる。

学力の向上、個性と創造性の伸長などの施策が「継続」となっているが、子どもたちの多様な能力をより伸ばす観点から、一人ひとりの子どもに適した指導体制の工夫改善を進めるとともに、各学校での取り組みを共有化する方策を検討していただきたい。特に、学力については上位層をより伸ばす指導の工夫改善を進めることが必要ではないかと考える。

３　信頼される教育の確立

校長のリーダーシップの確立、組織体として機能する学校づくりの推進は「進行中」であり「継続」と示されているが、保護者や市民から信頼される本市の教育を確立するためには、「拡充」の方向で取り組みを推進する必要があるのではないかと考える。

教育環境の整備・充実は地道な取り組みであるが「継続」することが大切である。これらは市民から信頼される教育を確立するための基盤となる施策であると考えられるので、ニーズに対応し迅速に進めていただきたい。

「放課後子供教室」の取り組みは、緒に就いたばかりであるので速やかに体制づくりを進め、すべての小学校で実施できるように「拡充」の方向で取り組みを推進する必要があるのではないかと考える。

４　生涯学習社会の構築

生涯学習センターを拠点としたさまざまな取り組みは、「継続」して推進していくことが大切である。益々の充実が期待できる。

図書館事業の取り組みは、市民のニーズに対応して多様な取り組みが充実しており、「継続」の方向で一層充実することが期待できる。

オーラル・ヒストリーの取り組みは「拡充」の方向で進展することを期待したい。

また、学校・図書館・教育委員会が一丸となって子どもたちの読書と学力の向上に取り組む体制を継続・発展させ、周りの市のモデルになることを期待したい。

スポーツセンターの指定管理者制度の導入は成果が見られたので、さらに事業が充実、発展することを期待したい。

以上

資　料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２７条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

一　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。

二　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育振興基本計画」の単年度計画に基づく主要施策とする。

（点検及び評価の実施方法）

第４条　点検及び評価は、前年度の主事業計画の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年１回実施する。

２　事業計画の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

３　学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

ア　「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

イ　「点検・評価に関する有識者」の任期は１年とする。

４　点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

（委　任）

第５条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２６年度教育委員会の構成

敬称略

氏　名/委員長等の職務の任期	教育委員会委員の任期
教育委員会委員長	
尾関謙一郎 / 平成26年10月12日～27年3月31日	平成25年3月1日～29年2月 28 日
第一職務代理者	
矢部　晶代 / 平成26年10月12日～27年3月31日	平成25年10月12日～29年10月11日
第二職務代理者	
松本　誠一 / 平成26年10月12日～27年3月31日	平成23年10月1日～27年9月30日
委　員	
名取はにわ	平成25年10月1日～29年9月30日
教育長	
直原　裕 / 平成26年4月1日～30年3月31日	平成26年4月1日～30年3月31日

※参考　平成２７年４月１日以降、本市の教育委員会の構成は以下のとおりとなっている。

①平成２７年４月１日付

氏　　名	任　　期
教育長	
直原　裕	平成27年4月1日～30年3月31日
教育委員会委員	
尾関謙一郎 平成27年4月1日～教育長職務代理者	平成25年3月1日～29年2月28日
矢部　晶代	平成25年10月12日～29年10月11日
松本　誠一	平成23年10月1日～27年9月30日
名取はにわ	平成25年10月1日～29年9月30日

②平成27年7月1日付

氏　　名	任　　期
教育長	
直原　裕	平成27年4月1日～30年3月31日
教育委員会委員	
尾関謙一郎 平成27年4月1日～教育長職務代理者	平成25年3月1日～29年2月28日
松本　誠一	平成23年10月1日～27年9月30日
名取はにわ	平成25年10月1日～29年9月30日
細川　雅代	平成27年7月1日～30年９月30日

平成２６年度教育委員会における審議内容一覧

※回数は「年」で数えています。
※議案及び報告書の件名のうち「東久留米(市)」「～について」など、スペースの都合で一部省略しています。
※報告の件名は原則「日程」によっていますので、当日、報告が決まったものは掲載していない場合もあります。

＜定例会＞

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (26.4.1)	**【議案】**①教育委員会教育長の任命
第5回 (26.5.12)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　②教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱　③市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正　④市立東中学校の体育館に関する今後の方針等
第6回 (26.6.4)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　②市立学校教職員の服務事故　③就学支援委員会委員の委嘱　④社会教育委員の委嘱　**【諸報告】**①上の原地区土地利用構想(案)　②市立東中学校体育館に係る同校保護者への説明　③いじめ防止対策推進条例及びいじめ防止対策推進基本方針策定にかかわるスケジュール　④「東久留米市立学校再編成計画(西部地域下里小学校区域)検討委員会設置要綱」　⑤「平成26年度(平成25年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」(以下「平成26年度(25年度分)点検及び評価報告書」と記載)　⑥生涯学習センター指定管理者選定スケジュール(案)　⑦平成26年第2回市議会定例会　⑧教育委員会制度改革
第7回 (26.7.9)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　**【諸報告】**①平成26年第2回市議会定例会　②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」(案)　③「東久留米市教育振興基本計画」(素案)　④第1回学校給食運営協議会(報告)　⑤「東久留米市立第二小学校給食調理業務委託事業者選定委員会設置要綱」　⑥図書「アンネの日記」ほかの破損事件の顛末(報告)
第8回 (26.8.1)	**【議案】**①平成27～30年度使用東久留米市立小学校教科用図書の採択　②平成27年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択
第9回 (26.9.9)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　②市指定文化財の指定 **【諸報告】**①平成26年第3回市議会定例会　②下里地域における小学校の通学区域　③学力調査結果の概要
第 10 回 (26.10.9)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　②奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定依頼　③奨学資金に関する条例施行規則の廃止等　④いじめ防止対策推進条例の制定依頼　**【諸報告】**①平成26年決算特別委員会
第 11 回 (26.11.13)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認　**【諸報告】**①「青少年の健全育成について～いじめ問題を中心に考える」をテーマとした市長との意見交換　②郷土給食の小中学校一斉実施　③東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会
第12回 (26.12.1)	**【諸報告】**　①平成26年第4回市議会定例会　②教育委員会生徒表彰実施要綱の一部改正　③第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会設置要綱
第1回 (27.1.15)	**【議案】**①市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正　②いじめ防止対策推進基本方針の策定　③教育委員会職員の人事に関する事務の臨時代理の承認　**【諸報告】**①平成26年第4回市議会定例会　②「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画(平成27年度～　32年度)(案)」　③「平成26年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』」結果(各学校分)
第2回 (27.2.5)	**【議案】**①教育委員会会議規則等の改正に関する規則の制定　②教育委員会傍聴人規則等の改正に関する規則の制定　③教育委員会公印規程の一部改正　④教育委員会公印規程の一部改正　⑤市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の全部改正　⑥教育委員会

	委員の人事 ⑦教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 **【諸報告】** ①「市立学校危機管理マニュアル【自然災害編】」の策定
第3回 (27.3.2)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 **【諸報告】**①児童・生徒が凶悪犯罪に遭わないための対策 ②授業改善研究会、ALT活用推進資料 ③平成27年第1回市議会定例会 ④TTの未実施について(調査中のため非公開審議)

＜臨時会＞

開催日	議案・主な報告等
第7回 (26.4.10)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②奨学資金運営委員会委員の委嘱 ③市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱 **【諸報告】**①平成26年度予算の執行について(依命通達) ②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」
第8回 (26.4.25)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②市民大学運営委員会委員の委嘱 ③社会教育委員会委員の解嘱及び委嘱 ④平成26年度一般会計(教育費)6月補正予算(案) ⑤市指定文化財の指定(諮問) ⑥市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼
第9回 (26.6.20)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会会議規則の一部改正 ③教育委員会事務決裁規程の一部改正 **【諸報告】**①平成26年第2回市議会定例会 ②「(仮称)次期給食計画」の策定 ③「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」
第10回 (26.7.24)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②市立学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正
第11回 (26.8.22)	**【議案】**①社会教育委員の委嘱 ② 「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」の策定 ③ 「東久留米市教育振興基本計画」の策定 **【諸報告】**①高校生に対する市の奨学資金(給付・貸付)制度に係る今後の方針(報告) ②いじめ防止対策推進条例(案)及びいじめ防止対策推進基本方針(案)
第12回 (26.9.22)	**【諸報告】**①「学力向上施策について～平成26年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて」の市長との意見交換会 ②平成26年第3回市議会定例会 ※議席の指定あり **【議案】**①教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認
第13回 (26.10.27)	**【諸報告】**①学童保育の現状と今後の課題 **【議案】**① 「東久留米市教育振興基本計画～平成26年度事業計画」 ②平成26年度東一般会計(教育費)12月補正予算(案) ③教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認
第14回 (2611.7)	**【議案】**①市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼 ②平成26年度一般会計(教育部)12月補正予算(案)
第15回 (26.12.18)	**【議案】**①市公立学校に勤務する市事務職員の服務規程等の一部改正 ②市立小学校交通擁護員服務規程の一部改正 ③市立学校施設の開放に関する規則の一部改正則 **【諸報告】**①平成26年第4回市議会定例会
第1回 (27.1.27)	**【議案】**①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②市長と教育委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく協議(回答) ③教育振興基本計画 平成27年度事業計画 ④平成26年度一般会計(教育費)3月補正予算(案) ⑤教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼 ⑥教育委員会生徒表彰 **【諸報告】**①平成27年度一般会計(教育費)当初予算(原案) ②平成27年第1回市議会臨時会
第2回 (27.2.10)	**【議案】**①市立学校の校長及び副校長の人事の内申 ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認
第3回 (27.2.16)	**【議案】**①教育委員会処務規則の一部改正 ②教育委員会の処務規則の一部改正 ※同題名で2件あり ③教育委員会事務決裁規程の一部改正 **【諸報告】**①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との意見交換会

第4回 (27.3.5)	**【議案】**①市立学校教職員の処分(内申) ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認
第5回 (27.3.19)	**【議案】**①教育委員会職員の人事 ②市立小学校副校長の人事の内申(取り下げ) ③教育委員会職員の事務の臨時代理の承認
第6回 (27.3.25)	**【議案】**①市立学校の校長及び副校長の人事の内申
第7回 (27.3.27)	**【議案】**①教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の制定 ②市立小学校給食調理業務委託推進計画(28年度から32年度まで)の策定 ③教育委員会職員の事務の臨時代理の承認 ④公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正 ⑤市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正 ⑥公立小・中学校事案決定規程の一部改正 ⑦市立学校職員服務規程の一部改正 ⑧公立学校非常勤講師規則の廃止 **【諸報告】**①平成27年第1回市議会定例会 ②市通学路安全プログラム ③教育委員会の権限に属する事務の執行の状況の点検及び評価実施要綱及び教育委員会請願取扱要綱の一部改正 ④平成28年度～31年度使用市立中学校教科用図書の採択 ⑤学校と警察の連携に係る緊急調査 ⑥平成26年度奨学生(給付)の認定結果

＜協議会＞

開催日	件　　名
第2回 (26.5.12)	①奨学資金制度
第3回 (26.6.4)	①請願規定の整備
第4回 (26.7.9)	①いじめ対策推進条例(案)及びいじめ防止基本方針(案)
第5回 (26.9.16)	①「学力向上施策～平成26年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて」
第6回 (26.10.27)	①平成27年度教育委員会予算
第7回 (26.11.14)	①小学校給食調理業務委託推進計画
第8回 (26.12.1)	①平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都独自調査)の結果概要)
第9回 (26.12.18)	①市立学校管理運営規則の一部改正
第1回 (27.1.15)	①教育委員会会議規則の一部改正ほか ②「東久留米市教育振興基本計画～平成27年度事業計画」
第2回 (27.2.5)	①2月16日開催予定の市長との意見交換に向けての準備(大綱の策定に向けて)

会議回数及び審議案件数については以下のとおりである。

（１）開催回数

◎定例会　１２回	◎臨時会　　１６回	◎協議会　　１０回

（２）審議案件数

◎議案　　８５件	◎報告事項　４４件	◎協議事項　１１件

＜東京都市教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静市町村教育委員会連合会＞

会議名（開催日、開催場所） 内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会（26.5.1　東京自治会館） ○東京都市町村教育委員会連合会第 58 回定期総会について　○被表彰者の選考について　○今後の事業予定について　ほか
東京都市町村教育委員会連合会第 58 回定期総会及び情報交換会（26.5.22　東京自治会館） ○平25年度事業報告・歳入歳出決算の承認について　○平成26年度事業計画（案）・歳入歳出予算（案）について　ほか
東京都市町村教育委員会連合会第1回研修推進委員会（26.7.3　東京自治会館） ○平成26年度の研修内容について
東京都市町村教育委員会連合会第2回研修推進委員会（26.7.31　東京自治会館） ○平成年度の研修内容について
東京都市町村教育委員会連合会第3回研修推進委員会（兼）第2回常任理事会、第2回理事会及び第2回常任理事会（26.8.28　東京自治会館） ○平成26年度研修実施計画について　○講話　演題「多摩地区における教育課題の解決について」、講師：儘田文雄氏（東京都多摩教育事務所指導課長）
東京都市町村教育委員会連合会管外視察（26.10.10　茨城県稲敷郡阿見町、つくば市） ○予科練平和祈念館、サイエンス・スクエアつくば、地質標本館、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターの視察
東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会（26.11.4 昭島市） ○講和　演題「地教行法改正の背景、論議と今後の教育委員会のあり方」 講師：小川正人氏（放送大学教養学部教授・東京大学名誉教授）
東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会（26.12.19 東大和市） ○東大和市郷土博物館の視察、プラネタリウムの投影見学
東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会及び理事会、第2回理事研修会（27.1.22　東京自治会館） ○平成27年度管外視察研修会及びブロック研修会の実施・収支報告　○平成27年度第59回定期総会について　○講演　演題「初等中等教育における諸課題」 講師：丸山洋司氏（文部科学省初等中等教育局財務課教育財政室長）
東京都市町村教育委員会連合会研修会（27.2.5　東京自治会館） ○講演　演題「日本社会の変容と教育の課題～教育と仕事や家族との関係の変化を踏まえ、これからの教育に何が求められるか」 講師：本田由紀氏（東京大学大学院教育学研究科教授）

＜学校による各種行事への教育委員の参加＞

入学式、卒業式、学校公開、学校一斉公開、運動会、文化祭、展覧会・作品展、学習発表会、ロードレース　など

＜市及び教育委員会による各種会議及び行事への教育委員会委員の参加＞

市立小・中学校長との意見交換会、授業改善研究会（全体）及び授業改善研究会研究発表会研究奨励校等発表会、市立小・中学校教育活動実践報告会、社会を明るくする運動、市立中学校生徒の全国大会出場激励会、市民文化祭、市表彰式典、小・中学校連合作品展・書写展、中学生「駅伝大会」結団式及び大会　など

平成２７年度（平成２６年度分）
東久留米市教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価報告書

発行元：東久留米市教育委員会
住　所：〒２０３－８５５５
　　東京都東久留米市本町３－３－１
電　話：０４２－４７０－７７７７（代表）